

Nara Women's University

令和2年度国立大学法人奈良女子大学・奈良県共同研究 奈良県南部東部地域の集落構造分析と社会地図化 報告書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-09-10 キーワード (Ja): コミュニティ, サポート, 過疎, 過疎地域, 社会地図, 集落機能, 集落構成, 集落存続, 集落調査, 集落累計, 消滅集落, 条件不利地域, 生活サービス機能, 地域運営組織, 地域調査, 地域特性, 奈良県, 南部東部 キーワード (En): 作成者: 水垣,源太郎, 寺岡,伸悟 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/5644

令和2年度国立大学法人奈良女子大学・奈良県共同研究

奈良県南部東部地域の
集落構造分析と社会地図化

報告書

2020年12月

研究組織

組織

水垣 源太郎（研究代表者） 奈良女子大学教授 研究院人文科学系
寺岡 伸悟 奈良女子大学教授 研究院人文科学系

研究期間 令和2年6月12日～令和2年12月31日

研究経費 直接経費 250,000円 間接経費 25,000円 計 275,000円

目 次

1. 概要と知見	1
2. 人口と世帯数	6
2.1 約半数の集落は人口 100 人未満	
2.2 少子高齢化は全国および近畿圏と比較して進んでいる	
2.3 人口が減少した集落は 9 割	
2.4 転入者・子有世帯の転入があった集落の割合は全国および近畿圏と比較して高い	
3. 集落の地域特性	12
3.1 半数の集落は役場本庁から 5 キロ以内に位置している	
3.2 生活サービス機能の立地状況は全国並み、サポート人材の配置率は低い	
3.3 集落の資源管理機能・生産補完機能・生活扶助機能は集落住民により維持	
3.4 9 割弱の集落は当面存続可能だが人口は減少する見通し	
4. 消滅可能性集落の特性	19
4.1 消滅可能性集落の約 4 割は最も近い商店への所要時間が 20 分を超える	
4.2 中心部への移動は全国および近畿圏より自治体の輸送サービスへの依存度が高い	
4.3 空き家を十分管理できていない集落の割合は全国および近畿圏と比較して高い	
5. 消滅可能性集落の要因分析	23
5.1 集落機能の維持状況が「良好」であることに関連する要因	
5.2 消滅可能性が「10 年以内に消滅」「いずれ消滅」であることに関連する要因	
5.3 今後の人口動向が「増加」もしくは「横ばい」となることに関連する要因	
6. 多くの集落で発生している問題	25
6.1 多くの集落で発生している問題は全国の過疎地域と共通、獣害病虫害、土砂災害、森林荒廃が特に深刻	
6.2 市町村別にみた多くの集落で発生している問題と本調査の展開に向けて	
7. 市町村の集落対策に係る体制	34
7.1 集落対策担当専任職員よりも集落支援員を活用する市町村が多い	

7.2	集落支援員の課題は高齢化に伴う、なり手不足	
7.3	外部サポート人材は主に地域おこし支援と地場産品販売のために活用される	
8.	集落地域の現状把握や集落の維持・保全に向けた取組	41
8.1	生活維持対策は交通輸送支援や高齢者支援が主、配食サービスが少ない	
8.2	今後10年間に集落機能維持・再編成等を行う予定のある市町村は約2割	
9.	集落移転事例の有無	55
9.1	集落移転を行った市町村は約2割	
10.	「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）の形成	57
10.1	「集落ネットワーク圏」を形成しているのは約半数であり、圏域単位としては「中学校区単位」が最も多い	
10.2	「集落ネットワーク圏」形成の課題は担い手とノウハウの不足	

※本報告書の図表中の表記について、表の数値は小数第1位まで表記しているが、図・グラフ中の数値はみやすさのため小数第1位を四捨五入し、少数以下を略している。

1. 概要と知見

本報告書は、総務省と国土交通省が令和元年9月に実施した「過疎地域等の条件不利地域における集落の状況に関する調査」（以下、本調査）のうち奈良県南部東部地域17市町村の回答を抽出し、さらに調査実施時点で過疎地域市町村に指定されていない2町（高取町、大淀町）への新規調査回答を加えた19市町村の回答を分析したものである。

本調査は、過疎地域を含む条件不利地域における集落の状況を把握し、その持続可能性を展望することを目的として実施されたものであり、平成18年度、平成22年度および平成27年度に続く4回目の調査である。

調査対象は、平成31（2019）年4月1日現在の「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく過疎地域市町村のほか、前回調査時にも対象に含まれていた「過疎地域活性化特別措置法」に基づく過疎地域を有する市町村、および山村振興法、離島振興法、半島振興法、豪雪地帯対策特別措置法の各法により指定される地域を有する市町村の合計1,045市町村である。このうち814市町村が過疎地域市町村である。

調査項目は、集落の属性、集落構成の変遷と現在の居住状況、集落の人口・世帯数と近年の転入状況、集落類型や地域特性、各集落における生活サービス機能の立地状況、サポート人材が活動する集落の状況、集落機能の維持状況、集落の存続に対する見通し、消滅が危惧される集落における住民のQOL維持に向けた取組状況、地域運営組織の状況、集落機能の再編成、消滅した集落の状況などである。

調査票はA票とB票からなり、A票は各市町村内の集落に関する全体的評価に関する設問、B票は各市町村内の各個集落に関する設問で構成されており、いずれも各市町村担当者が回答している。本報告書の2章～6章はB票、7章～10章はA票に基づいている。

本報告書が集計対象とする19市町村別の集落数、前回平成27年度からの継続調査／新規調査別、および過疎・山村・半島指定状況別の集落数は表1.1のとおりである。今回令和元年度の新規調査対象市町村は、御所市、宇陀市（旧大宇陀町全域および榛原町の一部）、明日香村である。高取町は前回今回とも非過疎地域であり、大淀町は前回過疎地域で今回は過疎地域ではないが、本共同研究のために今年7月に調査を依頼した。ここでの集落区分とは、各市町村が行政上用いているものであり、国勢調査小地域など公式統計上の区分とは必ずしも一致しない。

奈良県南部東部地域19市町村の全集落数は736集落である。このうち消滅（無人化）集落1件（高取町高取）を除いた735集落を本報告書の分析対象とする。ただし、2～5章では令和元年調査で当該項目の回答がなかった十津川村54集落を除く、奈良県18市町村681集落を全国の過疎集落63,237集落、および近畿圏3,589集落と比較し、6章～10章では19市町村を全国1,045市町村と比較している。本報告書「社会地図編」は8項目について19市町村の状況を地図化したものである。

表 1.1 調査対象集落

	全集落数	調査歴		過疎指定		山村指定			半島指定	
		継続	新規	過疎指定	非過疎	一部山村	全域山村	非山村	全域半島	非指定
29207 五條市	123	123		123		91	32		123	
29208 御所市	68		68	68				68		68
29212 宇陀市	145	44	101	145		118	27			145
29322 山添村	30	30		30		14	16			30
29385 曾爾村	9	9		9			9			9
29386 御杖村	32	32		32			32			32
29401 高取町	24		24		24				24	24
29402 明日香村	40		40	40					40	40
29441 吉野町	37	37		37		32	5			37
29442 大淀町	51	51			51					51
29443 下市町	20	20		20		10	10			20
29444 黒滝村	12	12		12			12			12
29446 天川村	21	21		21			21			21
29447 野迫川村	13	13		13			13			13
29449 十津川村	54	54		54			54			54
29450 下北山村	8	8		8			8			8
29451 上北山村	4	4		4			4			4
29452 川上村	26	26		26			26			26
29453 東吉野村	19	19		19			19			19
計	736	503	233	661	75	265	288	183	388	348
総計	736	736		736		736			736	

19 市町村の集落類型別および地域区分（農業地域類型）別集落数および構成比は表 1.2、図 1.1、図 1.2 のとおりである。これによると、19 市町村全体の集落類型構成では、約 8 割が基礎集落である。上北山村には基礎集落はなく、中心集落もしくは基幹集落のみとなっている。19 市町村全体の地域区分構成では、約 5 割が山間地、約 4 割が中間地となっている。

なお、集落類型とは、周辺集落との関係における地位を示す 3 類型である。

- ・ 「基礎」：基礎集落。地域社会を構成する最も基礎的かつ原单位的な集落。
- ・ 「基幹」：基幹集落。基礎集落の分布の中にあつて、住民の日常生活上、集落間の要となっている集落（主に谷筋の分岐点やその他の交通上の要所等が該当）。
- ・ 「中心」：中心集落。地域の中心的な集落であり、役場等の行政機関や事業所等の集積があるなど、古くから地域の要所となっている集落。

また、地域区分とは、農業センサスにおける農業地域類型に基づく区分である。

- ・ 「山間地」：山間農業地域。林野率が 80%以上の集落。
- ・ 「中間地」中間農業地域。山間地と平地の中間にある集落。
- ・ 「平地」平地農業地域。林野率が 50%未満でかつ耕地率 20%以上の集落。
- ・ 「都市」都市的地域。D I D面積のある集落。

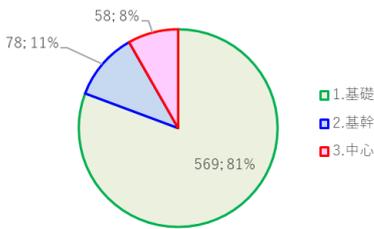
前回（平成 27 年）調査から集落類型が変更されているのは 1 か所（黒滝村中戸、基幹→基礎）である。また、地域区分が変更されているのは、5 か所（宇陀市榛原町内牧、八滝、高井、自明、檜牧、いずれも中間地→山間地）である。

表 1.2 市町村別、集落類型別、地域区分別集落数と構成比

	全集落数	集落類型			地域区分				集落類型			地域区分			
		1.基礎	2.基幹	3.中心	1.山間地	2.中間地	3.平地	4.都市	1.基礎	2.基幹	3.中心	1.山間地	2.中間地	3.平地	4.都市
29207 五條市	123	55	49	19	45	38	31	9	45%	40%	15%	37%	31%	25%	7%
29208 御所市	68	61		7		41	10	17	90%		10%		60%	15%	25%
29212 宇陀市	145	141		4	44	101			97%		3%	30%	70%		
29322 山添村	30					30							100%		
29385 曾爾村	9	8		1	9				89%		11%	100%			
29386 御杖村	32	28	3	1	31	1			88%	9%	3%	97%	3%		
29401 高取町	23	22		1		23			96%		4%		100%		
29402 明日香村	40	40			23	17			100%			58%	43%		
29441 吉野町	37	33	3	1	26	9	2		89%	8%	3%	70%	24%	5%	
29442 大淀町	51	31	9	11	14	4	13	20	61%	18%	22%	27%	8%	25%	39%
29443 下市町	20	15	4	1	15	2	3		75%	20%	5%	75%	10%	15%	
29444 黒滝村	12	10	1	1	12				83%	8%	8%	100%			
29446 天川村	21	18		3	21				86%		14%	100%			
29447 野迫川村	13	11	1	1	13				85%	8%	8%	100%			
29449 十津川村	54	50	1	3	42	12			93%	2%	6%	78%	22%		
29450 下北山村	8	5	2	1	8				63%	25%	13%	100%			
29451 上北山村	4		3	1	4				75%	25%		100%			
29452 川上村	26	23	2	1	26				88%	8%	4%	100%			
29453 東吉野村	19	18		1	19				95%		5%	100%			
計	735	569	78	58	352	278	59	46	77%	11%	8%	48%	38%	8%	6%
総計	735	705			735				705			735			

※注 山添村は集落類型について回答していない。また、天川村は基礎集落数を回答していないため、全集落数 21 から中心集落数 3 を引いて基礎集落数とした。

19市町村全体の集落類型構成 (N=705)



市町村別集落類型構成

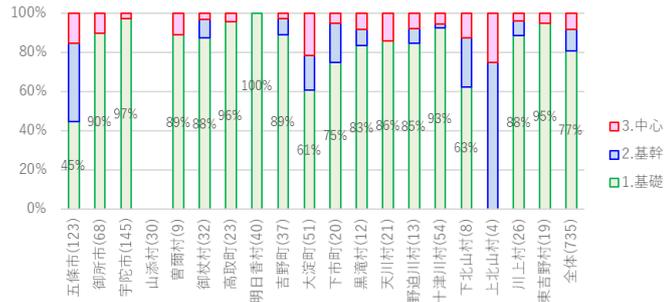
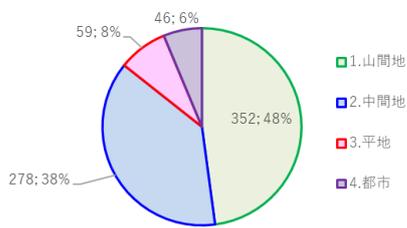


図 1.1 集落類型構成

19市町村全体の地域区分構成 (N=735)



市町村別地域区分構成

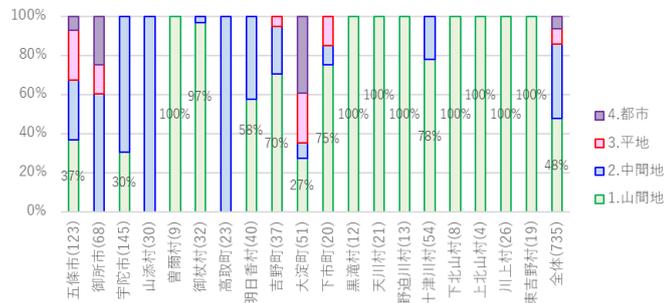


図 1.2 地域区分構成

知見（カッコ内は本文の章節番号）

人口と世帯数

- 約半数の集落は人口 100 人未満（2.1）
- 少子高齢化は全国および近畿圏と比較して進んでいる（2.2）
- 人口が減少した集落は 9 割（2.3）
- 転入者・子有世帯の転入があった集落の割合は全国および近畿圏と比較して高い（2.4）

集落の地域特性

- 半数の集落は役場本庁から 5 キロ以内に位置している（3.1）
- 生活サービス機能の立地状況は全国並み、サポート人材の配置率は低い（3.2）
- 集落の資産管理機能・生産補完機能・生活扶助機能は集落住民により維持（3.3）
- 9 割弱の集落は当面存続可能だが人口は減少する見通し（3.4）

消滅可能性集落の特性

- 消滅可能性集落の約 4 割は最も近い商店への所要時間が 20 分を超える（4.1）
- 消滅可能性集落の市町村中心部への移動手段は全国および近畿圏と比較して自治体の輸送サービスへの依存度が高い（4.2）
- 消滅可能性集落のうち空き家を十分管理できていない集落の割合は全国および近畿圏と比較して高い（4.3）

消滅可能性集落の要因分析

- 集落機能の維持状況が「良好」であることと関連する要因は、病院・診療所・飲食店・喫茶店・駅・バス停があること、役場・支所や公民館・集会所がないこと、65 歳以上人口率の低さ、転入者がいないこと（5.1）
- 今後の消滅の可能性が「10 年以内に消滅」もしくは「いずれ消滅」であることと関連する要因は、役場本庁までの遠さ、公民館・集会所があること、地域おこし協力隊が配置されていること、65 歳以上人口率の高さ、0～14 歳人口率の低さ（5.2）
- 今後の人口動向が「増加」もしくは「横ばい」であることと関連する要因は、商店・スーパーがあること、幼稚園・保育所等があること、公民館・集会所がないこと、65 歳以上人口率の低さ（5.3）
- 病院・診療所、飲食店・喫茶店といった中心地機能のあることが集落機能の維持とプラスに関連し、市町村役場・支所、公民館・集会所があることと転入者があることがマイナスに関連（5.3）

多くの集落で発生している問題

- 全国の過疎地域と共通、特に獣害病虫害、土砂災害、森林荒廃が深刻（6.1）

市町村の集落対策に係る体制

- 集落対策担当専任職員よりも集落支援員を活用する市町村が多い（7.1）
- 集落支援員の課題は高齢化に伴う、なり手不足（7.2）
- 外部サポート人材（地域おこし協力隊等）は主に地域おこし支援と地場産品販売のために活用されている（7.3）

集落地域の現状把握や集落の維持・保全に向けた取組

- 住民の生活の質の維持に向けた取組は全集落対象の交通輸送支援や高齢者支援が主であり、配食サービスが少ない（8.1）
- 今後10年間に集落機能維持・再編成等を行う予定のある市町村は約2割（8.2）

集落移転事例の有無

- 集落移転事業を実施した市町村は約2割（9.1）

「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）の形成

- 「集落ネットワーク圏」を形成しているのは約半数であり、圏域単位としては「中学校区単位」が最も多い（10.1）
- 「集落ネットワーク圏」形成の課題は担い手とノウハウの不足（10.2）

今後に必要な展開

- **少子高齢化とその問題の集落単位でのより詳細な把握。** 全国と比較して進展の度合いが高いのではないかと。
- **集落機能の維持状況についての検討。** 病院・診療所、飲食店・喫茶店といった中心地機能のある方が集落機能の維持にとってプラスに働き、市町村役場・支所、公民館・集会所があることと転入者があることがマイナスに働くこととなるのはなぜか。
- **集落での問題の発生状況に関する集会的把握。** この問いに関する回答者の項目の解釈や選択の基準は異なっている可能性がある。そこで、上記の成果を用いたワークショップの実施が有効であると考えられる。類似した背景や特徴をもつ市町村ごとにグループを構成し、各問題項目の認知のあり方や選択基準、各市町村の背景に関する情報交換を行うのである。それによって市町村どうしの相互理解が深められ、問題への視野が広げられるとともに、問題解決のアイデアや実施例が共有されることが期待される。さらに、こうした実践は次回の本調査におけるより正確な事実把握にもつながっていくだろう。

2. 人口と世帯数

2.1 約半数の集落は人口 100 人未満

人口規模および世帯数をみると、18 市町村 681 集落のうち約半数は人口 100 人未満、世帯数 50 世帯未満の集落である（表 2.1.1、表 2.1.2、図 2.1.1、図 2.1.2）。

表 2.1.1 総人口別集落数（奈良県）

100人未満	341	50.1%
～500人未満	274	40.2%
～1000人未満	44	6.5%
～5000人未満	21	3.1%
5000人以上	1	0.1%
計	681	100.0%

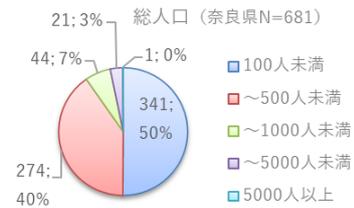


図 2.1.1 総人口別集落構成（奈良県）

表 2.1.2 世帯数別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
50世帯未満	378	55.5%	1941	54.3%	40134	64.0%
～100世帯未満	156	22.9%	861	24.1%	12259	19.6%
～500世帯未満	129	18.9%	705	19.7%	9496	15.2%
500世帯以上	18	2.6%	65	1.8%	789	1.3%
計	681	100.0%	3572	100.0%	62678	100.0%



図 2.1.2 世帯数別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

2.2 少子高齢化は全国および近畿圏と比較して進んでいる

奈良県における集落単位の少子高齢化は全国および近畿圏と比較して進んでいる。

年齢構成を見ると、0～14歳人口率（年少人口率）が10%未満の集落は81.7%であり、全国（66.2%）および近畿圏（68.5%）と比較して、0～14歳人口率の低い集落が多い（表2.2.1、図2.2.1）。

表 2.2.1 0～14歳人口（年少人口）率別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
5%未満	273	40.1%	1115	31.8%	20320	32.8%
～10%未満	283	41.6%	1285	36.7%	20706	33.4%
～15%未満	92	13.5%	807	23.0%	14246	23.0%
～20%未満	24	3.5%	225	6.4%	4570	7.4%
20%以上	9	1.3%	73	2.1%	2167	3.5%
計	681	100.0%	3505	100.0%	62009	100.0%

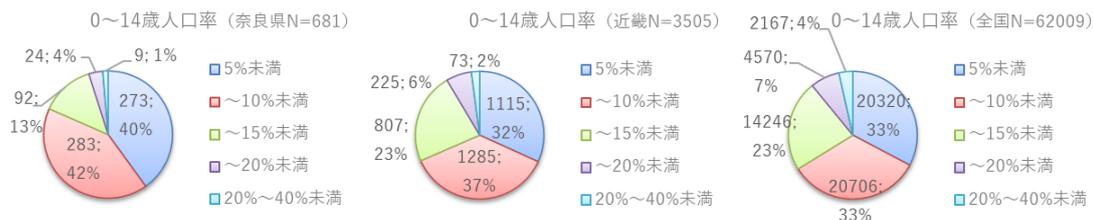


図 2.2.1 0～14歳人口率別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

高齢化に注目すると、65歳以上人口率（高齢化率）が50%を超える集落は35.2%である。全国（32.7%）および近畿圏（31.8%）と比較して、65歳以上人口率の高い集落が多い（表2.2.2、図2.2.2）。

表 2.2.2 65歳以上人口（高齢化）率別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
20%未満	9	1.3%	82	2.3%	1970	3.2%
～40%未満	169	24.8%	1130	32.2%	20636	33.1%
～50%未満	263	38.6%	1177	33.6%	19334	31.0%
～70%未満	181	26.6%	853	24.3%	16076	25.8%
70%以上	59	8.7%	263	7.5%	4296	6.9%
計	681	100.0%	3505	100.0%	62312	100.0%
50%以上	240	35.2%	1116	31.8%	20372	32.7%

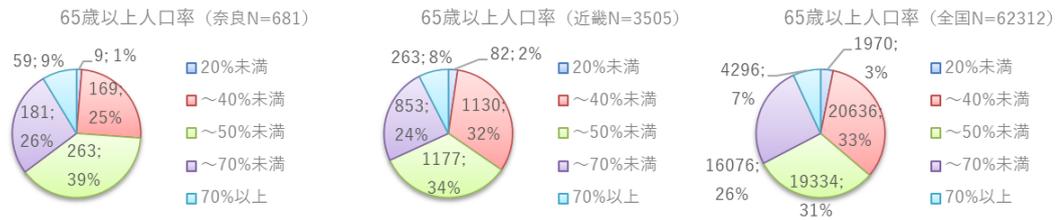


図 2.2.2 65歳以上人口率別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

75歳以上人口率が30%を超える集落は約3割である。75歳以上人口率別構成は全国および近畿圏と大きな違いはない（表 2.2.3、図 2.2.3）。

表 2.2.3 75歳以上人口率別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
10%未満	19	2.8%	121	3.5%	3199	5.2%
~20%未満	147	21.6%	813	23.2%	15478	25.0%
~30%未満	309	45.4%	1523	43.5%	25560	41.2%
~50%未満	152	22.3%	806	23.0%	14399	23.2%
50%以上	54	7.9%	242	6.9%	3676	5.9%
計	681	100.0%	3505	100.0%	62312	100.0%

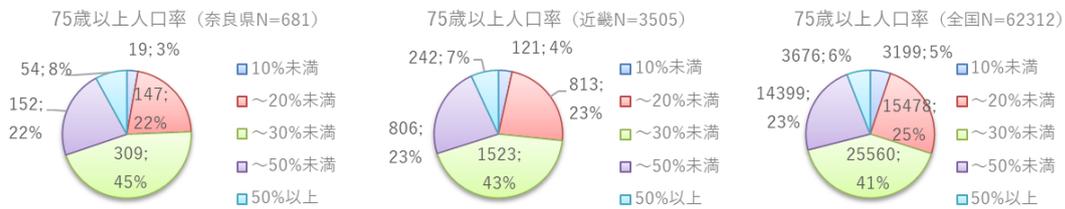


図 2.2.3 75歳以上人口率別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

2.3 人口が減少した集落は9割

人口および世帯増減率について、平成27年調査と令和元年調査のデータを対照できる472集落をみると、人口が減少した集落は全体の約9割であるのに対して、世帯数が減少した集落は全体の約6割である。このことは世帯数がほとんど変化しないにもかかわらず人口が減少した集落が約3割あることを意味しており、人口減少が世帯内の一部人員の転出によるものであることを示唆している（表2.3.1、図2.3.1、表2.3.2、図2.3.2）。

表 2.3.1 人口増減率別集落数および構成比（奈良県）

	奈良県	
-20%未満	68	14.4%
~-10%未満	207	43.9%
~-0%未満	155	32.8%
~10%未満	34	7.2%
10%以上	8	1.7%
計	472	100.0%
減少集落数/率	430	91.1%

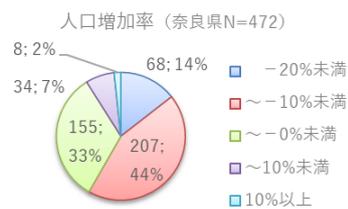


図 2.3.1 人口増減率別集落構成（奈良県）

表 2.3.2 世帯増減率別集落数および構成比（奈良県）

	奈良県	
-20%未満	29	6.1%
~-10%未満	85	18.0%
~-0%未満	178	37.7%
~10%未満	161	34.1%
10%以上	19	4.0%
計	472	100.0%
減少集落数/率	292	61.9%

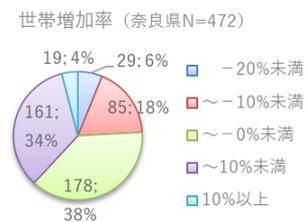


図 2.3.2 世帯増減率別集落構成（奈良県）

2.4 転入者・子有世帯の転入があった集落の割合は全国および近畿圏と比較して高い

平成 27 年以降に転入者があった集落は全体の 3 分の 2 であり、そのうち高校生までの子どもがいる世帯があったのは全体の 4 割である。いずれも全国および近畿圏と比較して高い（表 2.4.1、図 2.4.1、表 2.4.2、図 2.4.2）。

全国的には山間地から平地にかけての小規模基礎集落に広く転入がみられるとされるが、奈良県 18 市町村の場合、基礎集落および中心集落に転入が多くみられる。高校生までの子どもがいる世帯の転入に関してもほぼ同様である（表 2.4.3、図 2.4.3）。

表 2.4.1 当該集落に平成 27 年以降に転入してきた人の有無（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
1.転入者がいる	437	66.6%	1959	54.8%	25481	41.4%
2.転入者はいない	50	7.6%	314	8.8%	5384	8.8%
3.分からない	169	25.8%	1303	36.4%	30644	49.8%
計	656	100.0%	3576	100.0%	61509	100.0%

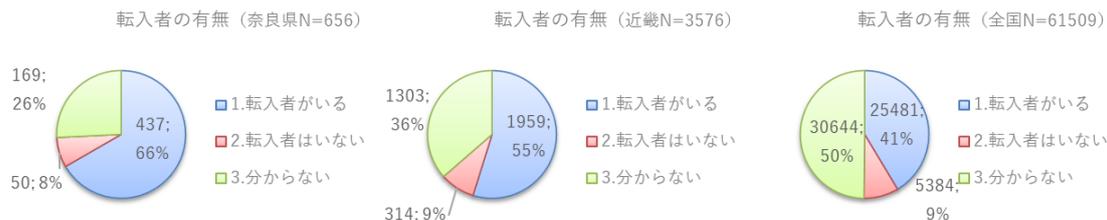


図 2.4.1 当該集落に平成 27 年以降に転入してきた人の有無（奈良県、近畿、全国）

表 2.4.2 平成 27 年以降に転入した世帯のうち高校生までの子どもがいる世帯の有無（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
1.子育て世帯がある	253	40.4%	1069	31.2%	14051	24.0%
2.子育て世帯はない	235	37.5%	895	26.1%	13517	23.1%
3.分からない	139	22.2%	1466	42.7%	30912	52.9%
計	627	100.0%	3430	100.0%	58480	100.0%



図 2.4.2 平成 27 年以降に転入した世帯のうち高校生までの子どもがいる世帯の有無（奈良県、近畿、全国）

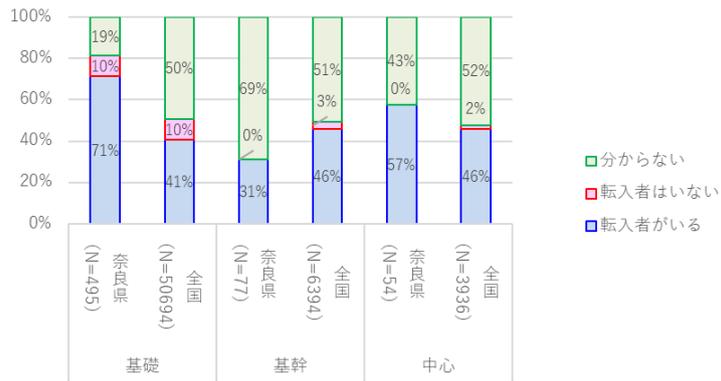


図 2.4.3 平成 27 年以降に転入してきた人があった集落の集落類型別構成比（奈良県）

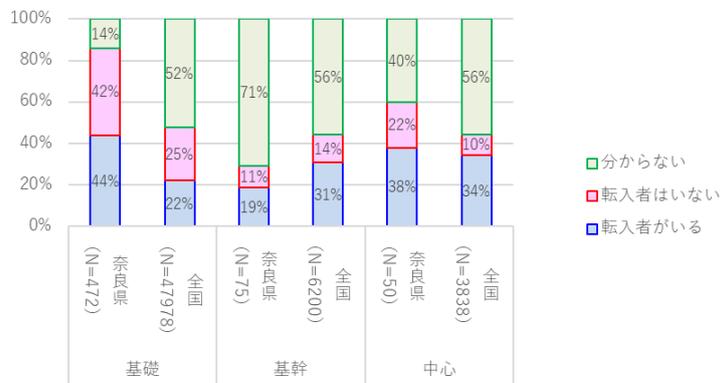


図 2.4.4 平成 27 年以降に高校生ままでの子どもがいる世帯の転入があった集落の集落類型別構成比（奈良県）

3. 集落の地域特性

3.1 半数の集落は役場本庁から5キロ以内に位置している

全集落のほぼ半数は役場本庁までの距離が5キロ以内に位置している。役場本庁・支所・出張所から5キロ以内に位置している集落の割合は、全国および近畿圏と比較して高い（表 3.1.1、図 3.1.1、表 3.1.2、図 3.1.2）。

表 3.1.1 役場本庁までの距離別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
5km未満	339	49.9%	1039	30.3%	19273	30.7%
～10km未満	221	32.5%	765	22.3%	14133	22.5%
～20km未満	100	14.7%	869	25.4%	16610	26.5%
20km以上	20	2.9%	751	21.9%	12706	20.3%
計	680	100.0%	3424	100.0%	62722	100.0%



図 3.1.1 役場本庁までの距離別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

表 3.1.2 支所・出張所までの距離別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
5km未満	329	78.5%	2042	65.0%	40859	72.2%
～10km未満	74	17.7%	767	24.4%	10803	19.1%
～20km未満	16	3.8%	298	9.5%	4288	7.6%
20km以上	0	0.0%	34	1.1%	679	1.2%
計	419	100.0%	3141	100.0%	56629	100.0%



図 3.1.2 支所・出張所までの距離別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

3.2 生活サービス機能の立地状況は全国並み、サポート人材の配置率は低い

生活サービス機能の立地状況をみると、奈良県では駅・バス停を持つ集落が約6割、公民館・集会所を持つ集落が約4割である（表3.2.1、図3.2.1）。サポート人材の配置状況としては、集落支援員や地域おこし協力隊が配置されている集落は約6%にとどまっており、全国および近畿圏と比較してかなり少ない（表3.2.2、図3.2.2）。

表 3.2.1 各生活サービス機能をもつ集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
市町村役場・支所	26	3.8%	135	3.8%	2302	3.6%
公民館・集会所	279	41.0%	1464	40.8%	21016	33.2%
病院・診療所	69	10.1%	397	11.1%	5091	8.1%
商店・スーパー	134	19.7%	816	22.7%	13811	21.8%
飲食店・喫茶店	178	26.1%	982	27.4%	10733	17.0%
ガソリンスタンド	55	8.1%	315	8.8%	5016	7.9%
(簡易)郵便局	94	13.8%	407	11.3%	5537	8.8%
ATM	91	13.4%	444	12.4%	6285	9.9%
老人デイサービスセンター	66	9.7%	280	7.8%	4092	6.5%
駅・バス停	426	62.6%	2478	69.0%	33803	53.5%
小学校	39	5.7%	260	7.2%	3690	5.8%
幼稚園・保育所等	52	7.6%	254	7.1%	4134	6.5%
有効集落数	681	100.0%	3589	100.0%	63237	100.0%

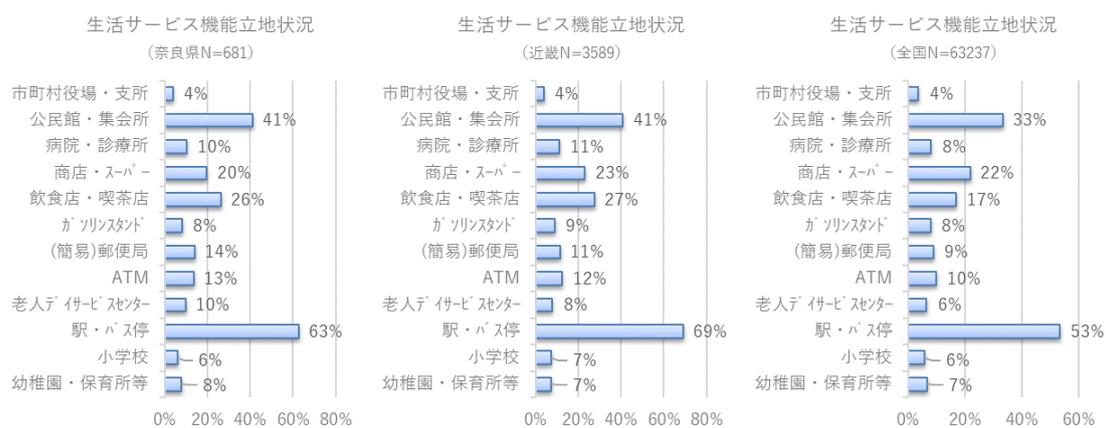


図 3.2.1 各生活サービス機能をもつ集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

表 3.2.2 各サポート人材がいる集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
集落支援員	23	3.4%	707	19.7%	12851	20.3%
地域おこし協力隊等	42	6.2%	489	13.6%	13740	21.7%
その他	0	0.0%	232	6.5%	1388	2.2%
有効集落数	681	100.0%	3589	100.0%	63237	100.0%



図 3.2.2 各サポート人材がいる集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

3.3 集落の資源管理機能・生産補完機能・生活扶助機能は集落住民により維持

集落における資源管理機能とは「水田や山林などの地域資源の維持保全に係る集落機能」、生産補完機能とは「農林水産業等の生産に際しての草刈、道普請などの相互扶助機能」、生活扶助機能とは「冠婚葬祭など日常生活における相互扶助機能」を指す。それらの維持状況は、いずれも「集落住民により維持」が8割以上を占めている（表3.3.1、図3.3.1、表3.3.2、図3.3.2、表3.3.3、図3.3.3）。

表 3.3.1 資源管理機能の維持状況別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
主に集落住民により維持	576	84.6%	3485	97.1%	59219	94.0%
主に他集落と合同で維持	15	2.2%	25	0.7%	1593	2.5%
主にボランティア等により維持	0	0.0%	0	0.0%	26	0.0%
その他	90	13.2%	78	2.2%	2161	3.4%
計	681	100.0%	3588	100.0%	62999	100.0%



図 3.3.1 資源管理機能の維持状況別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

表 3.3.2 生産補完機能の維持状況別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
主に集落住民により維持	602	88.4%	3477	96.9%	59318	94.1%
主に他集落と合同で維持	9	1.3%	30	0.8%	1584	2.5%
主にボランティア等により維持	0	0.0%	0	0.0%	23	0.0%
その他	70	10.3%	81	2.3%	2112	3.4%
計	681	100.0%	3588	100.0%	63037	100.0%



図 3.3.2 生産補完機能の維持状況別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

表 3.3.3 生活扶助機能の維持状況別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
主に集落住民により維持	580	85.2%	3448	96.1%	60064	95.1%
主に他集落と合同で維持	9	1.3%	61	1.7%	1614	2.6%
主にボランティア等により維持	0	0.0%	1	0.0%	180	0.3%
その他	92	13.5%	78	2.2%	1311	2.1%
計	681	100.0%	3588	100.0%	63169	100.0%

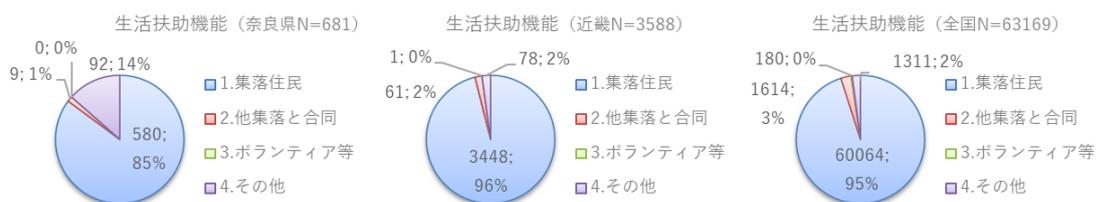


図 3.3.3 生活扶助機能の維持状況別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

3.4 9 割弱の集落は当面存続可能だが人口は減少する見通し

こうした集落機能の維持の状況については、全集落の約3分の2が「良好」であり、今後の消滅の可能性についても9割弱が当面は存続可能とみられている。しかしながら「良好」の割合は全国および近畿圏と比較して低く、「10年以内に消滅」および「いずれ消滅」の割合も高い（表3.4.1、図3.4.1、表3.4.2、図3.4.2）。また将来の人口は9割弱の集落において減少する見通しであることにも留意する必要がある（表3.4.3、図3.4.3）。

人口減少の回避が困難な状況下で、現在の集落機能をいつまで地域住民自身で担うことができるのかを見極め、機能低下をどのようにカバーするのかについて検討する必要がある。

表 3.4.1 集落機能の維持の状況別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
良好	453	66.5%	2698	75.7%	49603	78.6%
機能低下	175	25.7%	602	16.9%	10893	17.3%
機能維持困難	53	7.8%	263	7.4%	2618	4.1%
計	681	100.0%	3563	100.0%	63114	100.0%



図 3.4.1 集落機能の維持の状況別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

表 3.4.2 今後の消滅の可能性（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
10年以内に消滅	11	1.6%	29	0.9%	454	0.8%
いずれ消滅	72	10.8%	199	5.8%	2744	4.8%
当面存続	585	87.6%	3182	93.3%	54441	94.5%
計	668	100.0%	3410	100.0%	57639	100.0%



図 3.4.2 今後の消滅の可能性（奈良県、近畿、全国）

表 3.4.3 今後の人口動向（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
1.増加	2	0.3%	54	1.6%	1191	1.9%
2.横ばい	74	10.9%	448	13.0%	10139	16.2%
3.減少	605	88.8%	2954	85.5%	51242	81.9%
計	681	100.0%	3456	100.0%	62572	100.0%



図 3.4.3 今後の人口動向（奈良県、近畿、全国）

4. 消滅可能性集落の特性

前節「今後の消滅の可能性」において、「10年以内に消滅」あるいは「いずれ消滅」とされた集落について、交通利便性や移動利便性、居住快適性をみてみよう。

4.1 消滅可能性集落の約4割は最も近い商店への所要時間が20分を超える

まず交通利便性について、約8割の集落は行政窓口や商店まで30分未満の位置にあるが、商店までの所要時間はそれらに比べて平均的に長い傾向にある。日常的により利用頻度の高い施設への所要時間の方が長い集落があることを意味しており、いわゆる買い物難民対策を必要としている可能性がある（表4.1.1、図4.1.1、表4.1.2、図4.1.2、表4.1.3、図4.1.3）。

表 4.1.1 行政窓口までの所要時間別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
10分以内	30	36.1%	65	28.6%	1282	40.2%
11～20分	39	47.0%	95	41.9%	1193	37.4%
21分以上	14	16.9%	67	29.5%	712	22.3%
有効ケース数	83	100.0%	227	100.0%	3187	100.0%

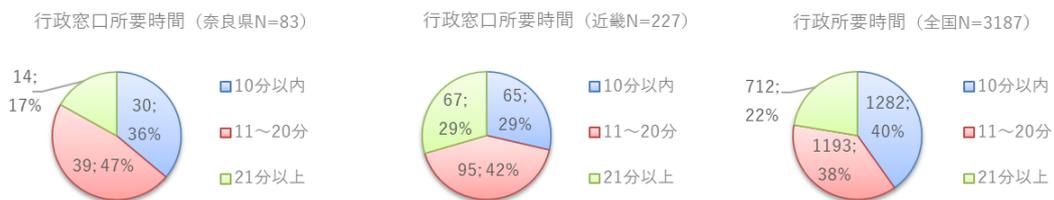


図 4.1.1 行政窓口までの所要時間別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

表 4.1.2 病院までの所要時間別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
10分以内	28	33.7%	75	33.0%	1248	39.1%
11～20分	32	38.6%	79	34.8%	1235	38.7%
21分以上	23	27.7%	73	32.2%	705	22.1%
有効ケース数	83	100.0%	227	100.0%	3188	100.0%

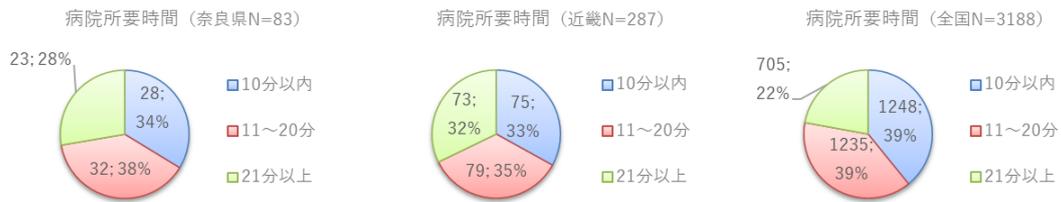


図 4.1.2 病院までの所要時間別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

表 4.1.3 商店までの所要時間別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
10分以内	22	26.5%	62	27.3%	1497	46.9%
11~20分	25	30.1%	57	25.1%	1094	34.3%
21分以上	36	43.4%	108	47.6%	598	18.8%
有効ケース数	83	100.0%	227	100.0%	3189	100.0%

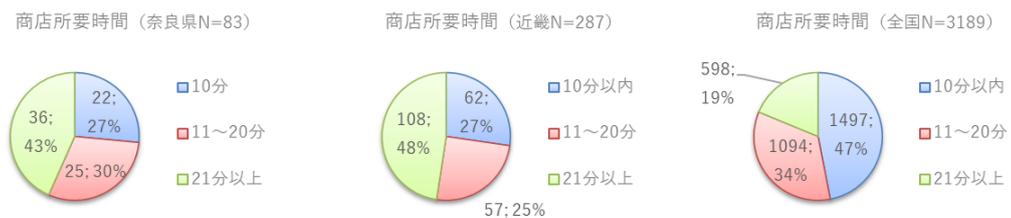


図 4.1.3 商店までの所要時間別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

4.2 中心部への移動は全国および近畿圏より自治体の輸送サービスへの依存度が高い

自家用車を除いた中心部への移動手段としては、公営路線バス、自家用有償旅客運送、デマンドバス・乗合タクシーが全集落の4～6割を占めており、いずれも全国および近畿圏と比較してかなり高くなっている。これに対して、民営路線バスを移動手段とする集落の割合は全国および近畿圏と比較して低くなっており、自治体の提供する輸送サービスが公共交通の中心となっていることが読み取れる（表4.2、図4.2）。

表4.2 市町村中心部への移動手段別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
鉄道・軌道	0	0.0%	7	3.1%	105	3.3%
民営路線バス	11	13.3%	47	20.6%	849	26.5%
公営路線バス	51	61.4%	12	5.3%	119	3.7%
デマンドバス・乗合タクシー	39	47.0%	47	20.6%	923	28.9%
自家用有償旅客運送	49	59.0%	59	25.9%	495	15.5%
地域住民による無償運送	5	6.0%	6	2.6%	351	11.0%
その他	5	6.0%	21	9.2%	295	9.2%
有効ケース数	83	100.0%	228	100.0%	3198	100.0%

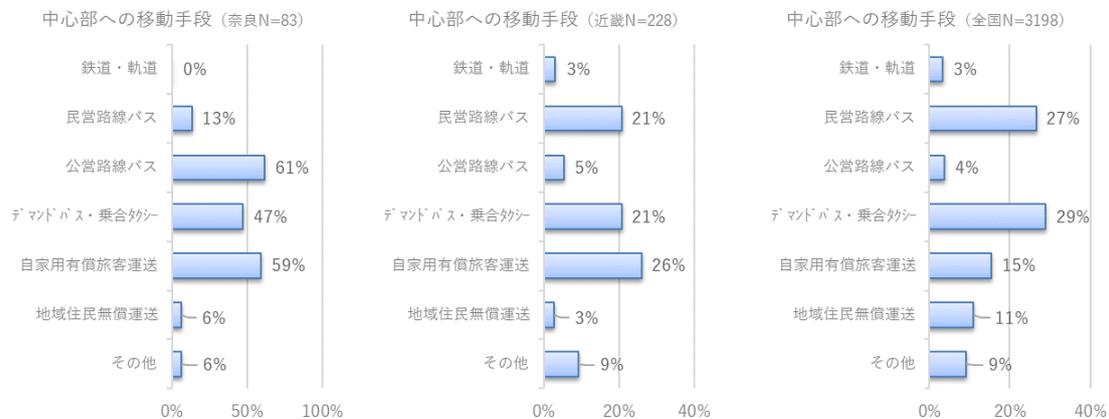


図4.2 市町村中心部への移動手段別集落数および構成比（奈良県、近畿、全国）

4.3 空き家を十分管理できていない集落の割合は全国および近畿圏と比較して高い

また、空き家の管理状況については、8割近くの集落が空き家の管理を十分行えておらず、そうした集落の割合は全国および近畿圏と比較して高い（表4.3.1、図4.3.1）。その一方で、道路や用排水路・河川等の管理は6割以上の集落が良好に管理しているとされている。良好に管理できている集落の割合は近畿圏と比較すると低い全国よりは高い（表4.3.2、図4.3.2）。地域住民の努力により集落機能が維持されているとはいえ限界のあることがわかる。

表 4.3.1 空き家の管理状況（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
空き家はない	0	0.0%	0	0.0%	129	4.2%
概ね良好に管理	9	10.8%	44	21.4%	909	29.6%
一部は管理が不十分	66	79.5%	133	64.6%	1627	53.0%
大部分は管理が不十分	8	9.6%	29	14.1%	402	13.1%
計	83	100.0%	206	100.0%	3067	100.0%

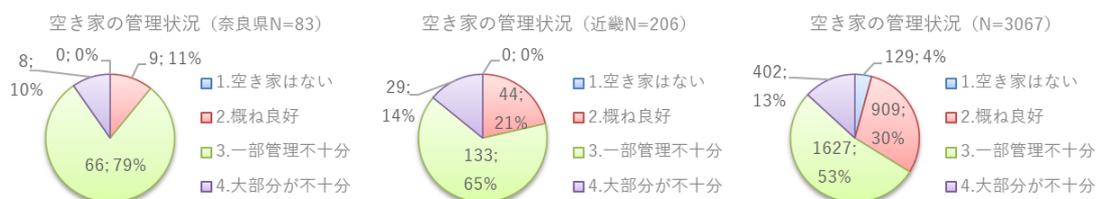


図 4.3.1 空き家の管理状況（奈良県、近畿、全国）

表 4.3.2 道路・用排水路・河川等の管理状態（奈良県、近畿、全国）

	奈良県		近畿圏		全国	
良好に管理	55	66.3%	154	68.8%	1681	54.4%
管理が不十分な箇所が存在	28	33.7%	68	30.4%	1363	44.1%
管理が行き届かず荒廃	0	0.0%	2	0.9%	44	1.4%
計	83	100.0%	224	100.0%	3088	100.0%

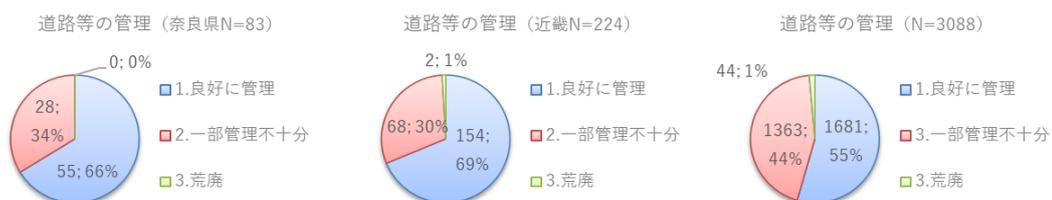


図 4.3.2 道路・用排水路・河川等の管理状態（奈良県、近畿、全国）

5. 消滅可能性集落の要因分析

集落機能の維持の状況（良好／機能低下・困難）、今後の消滅の可能性（10年以内もしくはいずれ消滅／当面存続）、今後の人口動向（増加・横ばい／減少）の3つの変数に対して、人口要因、地理要因、社会要因がどのような影響を与えているかについてロジスティック回帰分析を行った。表5はその結果を示したものである。

ロジスティック回帰分析は、集落機能の維持の状況については「良好」を1、「機能低下」もしくは「機能維持困難」を0、今後の消滅の可能性については「10年以内に消滅」もしくは「いずれ消滅」を1、当面存続を0、今後の人口動向については「増加」もしくは「横ばい」を1、「減少」を0として、1と0が起きる確率の比（オッズ比）に、各要因（説明変数）がどのように影響を与えているかを明らかにする分析法であり、表中のBの数値がプラスであれば、その要因は1を促進する効果をもっている。逆にマイナスの値であれば、1を抑制する（0を促進する）効果をもっている。

この数値の効果の有無を判断するためにp値を用いる。欄外のpは有意確率といい、この値が小さければ偶然ではなく、ほんとうに効果があるのだとみなす。この表のうち、アスタリスク（*）のついている項目が統計的に有意な影響を与えている要因である。

5.1 集落機能の維持状況が「良好」であることに関連する要因

集落機能の維持状況が「良好」あることと関連しているのは、病院・診療所、飲食店・喫茶店、駅・バス停があること、市町村役場・支所や公民館・集会所がないこと、65歳以上人口率が低いこと、平成27年以降に転入者がいないこと、といった要因である。

5.2 消滅可能性が「10年以内に消滅」「いずれ消滅」であることに関連する要因

今後の消滅の可能性が「10年以内に消滅」もしくは「いずれ消滅」であることに関連しているのは、役場本庁までの遠さ、公民館・集会所があること、地域おこし協力隊が配置されていること、65歳以上人口率が高いこと、0～14歳人口率が低いこと、といった要因である。

5.3 今後の人口動向が「増加」もしくは「横ばい」となることに関連する要因

今後の人口動向が「増加」もしくは「横ばい」であることと関連しているのは、商店・スーパーがあること、幼稚園・保育所等があること、公民館・集会所がないこと、65歳以上人口率が低いこと、といった要因である。

以上の多くはとくに目新しい知見ではないが、病院・診療所、飲食店・喫茶店といった中心地機能のある方が集落機能の維持とプラスに関連し、市町村役場・支所、公

民館・集会所があることと転入者があることがマイナスに関連していることについては一考を要するようと思われる。

今後の消滅の可能性および今後の人口動向については地理的人口学的要因が主に作用しており、効果的な対策は難しいかもしれないが、現住の地域住民のための集落機能の維持の条件をさらに精査する必要がある。

表5 集落機能状況、今後の消滅可能性・人口動向に関するロジスティック回帰分析

説明変数	被説明変数		集落機能の維持の状況		今後の消滅の可能性		今後の人口動向	
	B	標準誤差	B	標準誤差	B	標準誤差	B	標準誤差
役場本庁までの距離 (km)	0.044	0.031	0.548	0.157 ***	0.077	0.045		
生活サービス機能の立地状況								
市町村役場・支所	-2.625	0.841 **	7.213	9407.122	-0.177	2.484		
公民館・集会所	-0.995	0.289 **	2.361	1.065 *	-3.092	0.608 ***		
病院・診療所	1.505	0.666 *	-14.891	4194.036	-0.448	0.617		
商店・スーパー	0.496	0.382	-15.465	2558.005	2.782	0.444 ***		
飲食店・喫茶店	0.988	0.326 **	-2.397	1.584	0.552	0.389		
ガソリンスタンド	0.036	0.522	-12.646	5770.519	-0.38	0.676		
(簡易)郵便局	0.823	0.584	-12.026	13532.691	-0.876	0.686		
ATM	-0.354	0.623	-0.989	14034.083	-0.717	0.706		
老人デイサービスセンター	0.455	0.555	-14.47	3976.42	0.354	0.507		
駅・バス停	1.025	0.284 ***	-1.039	0.984	-0.106	0.363		
小学校	0.786	0.703	-9.944	4655.688	0.949	0.673		
幼稚園・保育所等	-0.751	0.561	-13.731	4449.517	1.651	0.665 *		
サポート人材の配置状況								
集落支援員	0.663	0.742	-0.086	1.868	-16.909	6710.273		
地域おこし協力隊	-0.279	0.502	2.649	1.28 *	-19.22	5213.575		
0~14歳人口率	0.066	3.012	-50.323	20.939 *	-1.612	3.702		
65歳以上人口率	-4.344	1.221 ***	9.4	3.005 **	-5.323	1.889 **		
転入有	-0.931	0.434 *	-1.033	0.844	-0.498	0.601		
子有世帯の転入有	0.297	0.26	-0.753	1.456	0.487	0.378		
定数	2.967	0.891	-11.73	3.215	0.203	1.16		
N	478		466		478			
被説明変数値 (カッコ内はn)	0=機能低下/困難(134) 1=良好(344)		0=当面存続(440) 1=10年以内/いずれ消滅(26)		0=減少(404) 1=増加/横ばい(74)			

* p < .05 ** p < .01 *** p < .001

6. 多くの集落で発生している問題

6.1 多くの集落で発生している問題は全国の過疎地域と共通、獣害病虫害、土砂災害、森林荒廃が特に深刻

多くの集落で発生している問題や現象（40項目）およびその中でも特に深刻な問題や現象（3つまで）について、奈良県19市町村および全国の項目選択率を示したものが図6.1.1および図6.1.2である。

多くの集落で発生している問題や現象について、19市町村の3分の2以上が選択している上位7項目は、空き家の増加、住宅老朽化、獣害病虫害、耕作放棄地増大、働き口減少、森林荒廃、商店閉鎖である。これらは、全国においても上位にあり、全国的な問題といえる（図6.1.1）。

こうした問題のうち、特に深刻な問題として選択された上位7項目は、空き家の増加、獣害病虫害、耕作放棄地増大、土砂災害、働き口減少、公共交通利便性低下、森林荒廃である。全国と比較すると、獣害病虫害、土砂災害、森林荒廃が特に深刻であると認知されていることがわかる（図6.1.2）。

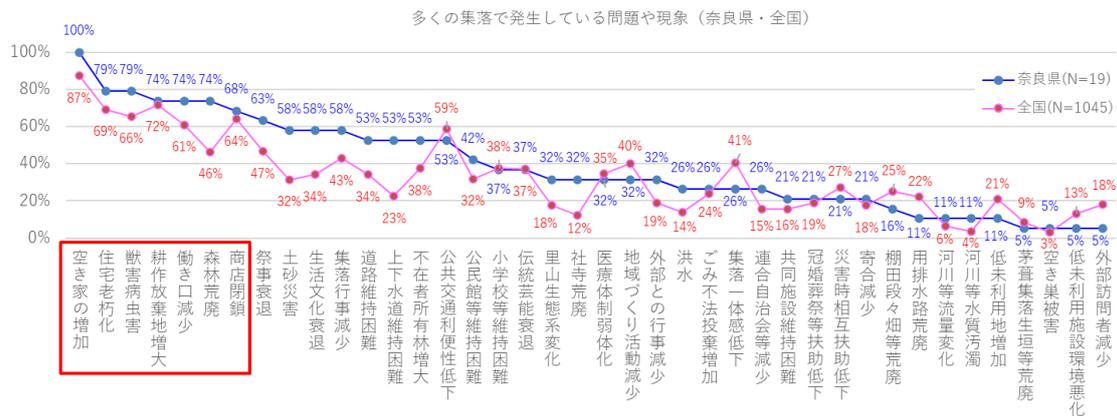


図 6.1.1 多くの集落で発生している問題や現象（奈良県、全国）

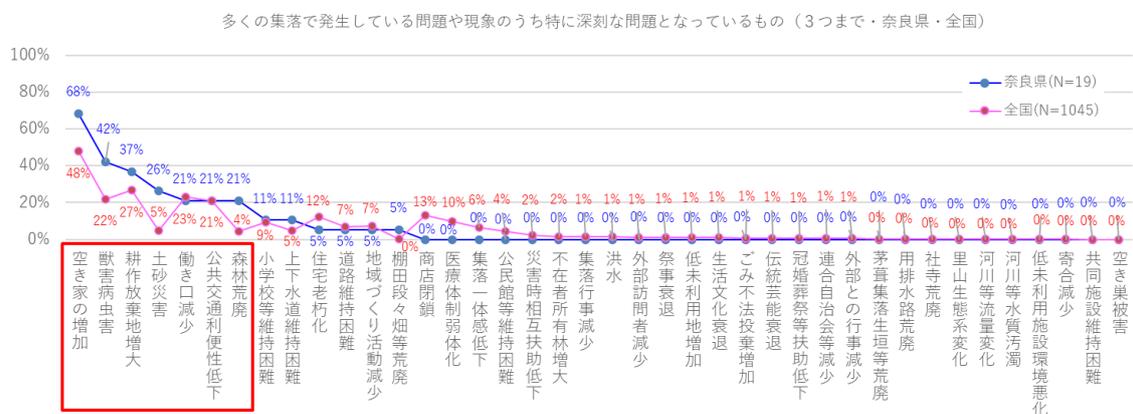


図 6.1.2 多くの集落で発生している特に深刻な問題や現象（奈良県、全国）

6.2 市町村別にみた多くの集落で発生している問題と本調査の展開に向けて

多くの集落で発生している問題や現象（40項目、複数選択）および特に深刻な問題や現象（3つまで選択）について、奈良県19市町村および全国の項目選択率を示したものが表6.2である。

これによると、回答パターンが項目や市町村によってかなり複雑に分布していることがわかる。例えば、「空き家の増加」のように全19市町村が選択している項目もあれば、「茅葺集落や生垣等の集落景観の荒廃」「空き巣被害等の犯罪の増加」「低未利用施設周辺の環境悪化」などのように1市町村のみが選択している項目もある。また、山添村のように40項目のほとんど（38項目）を選択しているところもあれば、大淀町（2項目）や御所市（3項目）のようにごく少数の項目しか選択していないところもある。

全体的にいて、19市町村の3分の2以上が選択している上位7項目「空き家の増加」「獣害病虫害」「住宅老朽化」「働き口減少」「森林荒廃」「耕作放棄地増大」「商店閉鎖」は、南部東部地域が抱えるほぼ共通の問題と見てよいであろう。

しかしながら、全国的に指摘されている過疎地域の問題、例えば、道路や上下水道、公共交通、医療体制の維持困難などがすべてそこに含まれているわけではない。南部東部地域の内部にも差異が認められる。

こうした複雑さは、この問いが市町村の認知及び評価を尋ねていることにもよる。項目の解釈や選択の基準は市町村によって異なっている可能性があり、ある項目が選択されていないからといって必ずしも問題が全く存在しないわけではない。その市町村にもっと重要な問題があつて、優先順位が低くなっているにすぎないということもあろう。

そこで、以下では、19市町村の3分の1以上（7市町村以上、37%以上）が選択している18項目を取り出して、それらを4項目群（インフラ、農林業基盤・自然環境・災害、住民生活基盤、地域文化・集落機能）に再分類する。そのうえで、各項目群ごとにコレスポネンス分析を用いて、19市町村全体と比較した各市町村の相対的な特徴と項目間の完成性を視覚的に表現してみよう。

表 6.2 市町村別多くの集落で発生している問題や現象

	南部地域										南部地域と同様の課題を抱える地域			東部地域				選択市町村数	●市町村数			
	五條市	吉野町	大淀町	下市町	黒滝村	天川村	野迫川村	十津川村	下北山村	上北山村	川上村	東吉野村	御所市	高取町	明日香村	宇陀市	山添村			曾爾村	御杖村	
生活基盤	公民館等維持困難	○	○		○			○			○				○		○				8	0
	道路維持困難	○	○		○			○		○	○	●			○	○	○				10	1
	小学校等維持困難	○	○							●		○			○	○	●				7	2
	上下水道維持困難	○	○				○	●	○		○	●	○			○		○			10	2
	住宅老朽化	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	●			○	○	○	○	○	15	1
産業基盤	共同施設維持困難	○						○		○							○				4	0
	用排水路荒廃	○															○				2	0
	耕作放棄地増大	○	○		●	○			○	●			○	●	●	○	●	●	○	○	14	7
	不在者所有林増大	○	○					○		○	○		○		○	○	○			○	10	0
	働き口減少	○	○		○			●	●	○	●	○	○		○	○	●	○	○		14	4
	森林荒廃	○	○		○		●		○	○	○	●	○		○	○		○	●	●	14	4
自然環境	河川等流量変化							○									○				2	0
	河川等水質汚濁		○														○				2	0
	里山生態系変化	○							○	○		○	○				○				6	0
	災害	土砂災害	●	○			●		○	●	●	●	○		○	○		○			11	5
	洪水	○						○	○					○	○		○			5	0	
	獣害病虫害	●	●	○	●		●	○	○	○				●	●	●	○	○	●	15	8	
地域文化	社寺荒廃	○						○	○			○			○		○				6	0
	祭事衰退	○	○		○	○		○	○		○	○			○	○			○		12	0
	生活文化衰退	○	○		○			○	○	○		○			○	○	○				11	0
	伝統芸能衰退	○	○						○		○	○				○	○				7	0
景観	棚田段々畑等荒廃														●		○	○			3	1
	茅葺集落生垣等荒廃																○				1	0
	低未利用地増加															○	○				2	0
	ごみ不法投棄増加		○					○		○	○							○			5	0
住民生活	空き巣被害																○				1	0
	冠婚葬祭等扶助低下						○	○			○						○				4	0
	災害時相互扶助低下		○					○			○						○				4	0
	低未利用施設環境悪化																○				1	0
	空き家の増加	●	●	○	●	●	●	○	●	●	○	○	●	●	●	○	●	○	●	●	19	13
	公共交通利便性低下		●			○		●		○	○	○		●			●	○	○		10	4
集落機能・交流	商店閉鎖	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○		13	0
	医療体制弱体化	○	○						○		○	○					○				6	0
	集落一体感低下		○						○							○	○		○		5	0
	寄合減少		○										○				○				4	0
	集落行事減少	○	○		○			○	○	○	○	○		○			○				11	0
	連合自治会等減少				○			○			○	○					○				5	0
	地域づくり活動減少		○			○		○			○	●					○				6	1
	外部との行事減少	○			○			○			○	○				○					6	0
外部訪問者減少							○													1	0	
市町村別選択数	24	25	2	14	8	7	21	20	15	21	22	13	3	10	18	13	38	8	10	292	53	

○：多くの集落で発生している問題や現象、●：特に深刻な問題や現象（3つまで）

6.2.1 インフラ

まずインフラに関連する4項目を考察する。この4項目のいずれも選択しなかった7市町村（御所市、曽爾村、御杖村、高取町、大淀町、黒滝村、下北山村）を除く12市町村が対象である。なお、五條市、山添村、明日香村、吉野町は4項目すべてを選択している（表6.2.1）。

第2軸までの累積寄与率は91.6%であり、データが持つ情報のほとんどはこの平面上に集約されている（図6.2.1）。

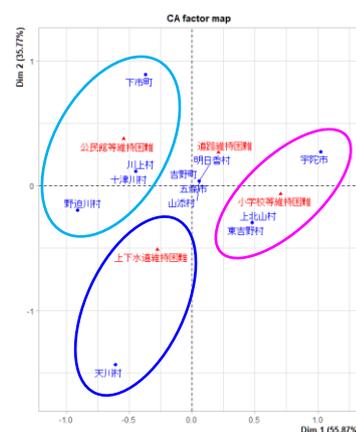
軸の意味を解釈してみよう。第1軸に高い寄与を持っている「項目」は「小学校等維持困難」（49.615）と、「公民館等維持困難」（33.366）である。バイプロットを併せて参照すると、第1軸の右には「小学校等維持困難」が問題となっている市町村、左には「公民館等維持困難」が問題となっている市町村が配置されている。具体的には、宇陀市、上北山村、東吉野村では相対的に「小学校等維持困難」が重要な問題であり、野迫川村では相対的に「小学校等維持困難」が重要でなく「公民館等維持困難」が重要な問題であるため左端に位置している。

第2軸に高い寄与を持っている「項目」は「上下水道維持困難」（58.872）と「公民館等維持困難」（24.946）である。「公民館等維持困難」は第1軸と第2軸に寄与していることになる。第2軸の上部には「公民館等維持困難」が問題となっている市町村、下部には「上下水道維持困難」が問題となっている市町村が配置されている。具体的には、天川村では相対的に「上下水道維持困難」が重要な問題であり、下市町では相対的に「上下水道維持困難」が重要でなく「公民館等維持困難」が重要な問題であるため上端に位置している。

表 6.2.1 回答状況（インフラ）

	五 條 市	吉 野 町	大 淀 町	下 市 町	黒 滝 村	天 川 村	野 迫 川 村	十 津 川 村	下 北 山 村	上 北 山 村	川 上 村	東 吉 野 村	御 所 市	高 取 町	明 日 香 村	宇 陀 市	山 添 村	曾 爾 村	御 杖 村	計	
道路維持困難	○	○		○				○		○	○	○			○	○	○				10
上下水道維持困難	○	○				○	○	○		○	○	○			○		○				10
公民館等維持困難	○	○		○			○	○			○				○		○				8
小学校等維持困難	○	○								○		○			○	○	○				7

図 6.2.1 第1軸と第2軸による各市町村の位置づけ（バイプロット）（インフラ）



6.2.2 農林業基盤・自然環境・災害

次に農林業基盤・自然環境・災害に関連する5項目を考察する。対象は19市町村である。五條市、山添村、明日香村、吉野町、下北山村は5項目すべてを選択している(表6.2.2)。

第2軸までの累積寄与率は62.1%であり、この平面上に集約している情報は約4割である(図6.2.2)。

軸の意味を解釈してみよう。第1軸に高い寄与を持っている「項目」は「獣害病虫害」(41.673)および「不在者所有林増大」(30.694)である。バイプロットを併せて参照すると、第1軸の右には「不在者所有林増大」が問題となっている市町村、左には「獣害病虫害」が問題となっている市町村が配置されている。具体的には、上北山村、黒滝村、野迫川村、東吉野村では相対的に「不在者所有林増大」が重要な問題であり、大淀町、天川村では「獣害病虫害」が相対的に重要な問題となっている。

第2軸に高い寄与を持っている「項目」は「耕作放棄地増大」(73.616)と「土砂災害」(14.736)である。第2軸の上部には「土砂災害」が問題となっている市町村、下部には「耕作放棄地増大」が問題となっている市町村が配置されている。具体的には、野迫川村、上北山村では相対的に「土砂災害」が重要な問題であり、御所市では「耕作放棄地増大」が相対的に重要な問題となっている。

表 6.2.2 回答状況(農林業基盤・自然環境・災害)

	五 條 市	吉 野 町	大 淀 町	下 市 町	黒 滝 村	天 川 村	野 迫 川 村	十 津 川 村	下 北 山 村	上 北 山 村	川 上 村	東 吉 野 村	御 所 市	高 取 町	明 日 香 村	宇 陀 市	山 添 村	曾 爾 村	御 杖 村	計		
獣害病虫害	○	○	○	○		○	○	○	○						○	○	○	○	○	○	15	
耕作放棄地増大	○	○		○	○			○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
森林荒廃	○	○		○		○		○	○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	14
土砂災害	○	○			○		○	○	○	○	○			○	○		○				○	11
不在者所有林増大	○	○					○		○	○		○				○	○	○		○	○	10

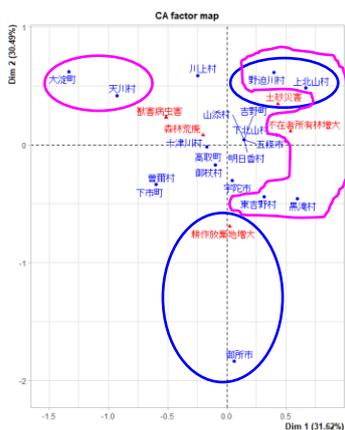


図 6.2.2 第1軸と第2軸による各市町村の位置づけ(バイプロット)
(農林業基盤・自然環境・災害)

6.2.3 住民生活基盤

次に住民生活基盤に関する4項目を考察する。対象は大淀町を除く18市町村である。なお、山添村、吉野町、野迫川村、上北山村、川上村は4項目すべてを選択している(表6.2.3)。

第2軸までの累積寄与率は87.5%であり、データ情報のほとんどがこの平面上に集約されている(図6.2.3)。

軸の意味を解釈してみよう。第1軸に高い寄与を持っている「項目」は「公共交通利便性低下」(71.112)および「働き口減少」(23.245)である。バイプロットを併せて参照すると、第1軸の右には「公共交通利便性低下」が問題となっている市町村、左には「働き口減少」が問題となっている市町村が配置されている。具体的には、御所市では相対的に「公共交通利便性低下」が重要な問題であり、高取町、明日香村、十津川村では「働き口減少」が相対的に重要な問題となっている。

第2軸に高い寄与を持っている「項目」は「働き口減少」(43.125)と「商店閉鎖」(38.632)である。第2軸の上部には「働き口減少」が問題となっている市町村、下部には「商店閉鎖」が問題となっている市町村が配置されている。具体的には、野迫川村、上北山村では相対的に「土砂災害」が重要な問題であり、天川村、黒滝村、御杖村では「商店閉鎖」が相対的に重要な問題となっている。

表 6.2.3 回答状況(住民生活基盤)

	五 条 市	吉 野 町	大 淀 町	下 市 町	黒 滝 村	天 川 村	野 迫 川 村	十 津 川 村	下 北 山 村	上 北 山 村	川 上 村	東 吉 野 村	御 所 市	高 取 町	明 日 香 村	宇 陀 市	山 添 村	曾 爾 村	御 杖 村	計	
住宅老朽化	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	15
働き口減少	○	○		○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			14
商店閉鎖	○	○		○	○	○				○	○	○					○	○			13
公共交通利便性低下		○			○		○		○	○	○		○					○	○	○	10

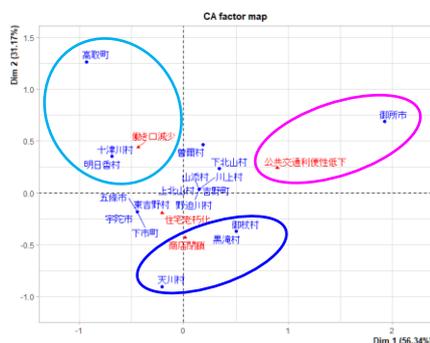


図 6.2.3 第1軸と第2軸による各市町村の位置づけ(バイプロット)
(住民生活基盤)

6.2.4 地域文化・集落機能

最後に、次に地域文化・集落機能に関する4項目を考察する。対象は御所市、曾爾村、大淀町、天川村を除く14市町村である。なお、五條市、山添村、吉野町、十津川村、川上村は4項目すべてを選択している(表6.2.3)。

第2軸までの累積寄与率は72.1%であり、データ情報のほとんどがこの平面上に集約されている(図6.2.3)。

軸の意味を解釈してみよう。第1軸に高い寄与を持っている「項目」は「祭事衰退」(49.199)である。バイプロットを併せて参照すると、第1軸の右には「祭事衰退」が問題となっている市町村、左にはそれらが問題となっていない市町村が配置されている。具体的には、御杖村、黒滝村では相対的に「祭事衰退」が重要な問題であり、宇陀市、下北山村、東吉野村では重要な問題となっていない。

第2軸に高い寄与を持っている「項目」は「集落行事減少」(50.000)と「生活文化衰退」(50.000)である。第2軸の上部には「集落行事減少」が問題となっている市町村、下部には「生活文化衰退」が問題となっている市町村が配置されている。具体的には、東吉野村では相対的に「集落行事減少」が重要な問題であり、宇陀市では相対的に「生活文化衰退」が重要な問題となっている。

表 6.2.4 回答状況 (地域文化・集落機能)

	五 條 市	吉 野 町	大 淀 町	下 市 町	黒 滝 村	天 川 村	野 迫 川 村	十 津 川 村	下 北 山 村	上 北 山 村	川 上 村	東 吉 野 村	御 所 市	高 取 町	明 日 香 村	宇 陀 市	山 添 村	曾 爾 村	御 杖 村	計
祭事衰退	○	○		○	○		○	○		○	○			○	○		○		○	12
生活文化衰退	○	○		○			○	○	○		○			○	○	○	○			11
集落行事減少	○	○		○			○	○	○	○	○			○						11
伝統芸能衰退	○	○					○				○				○		○			7

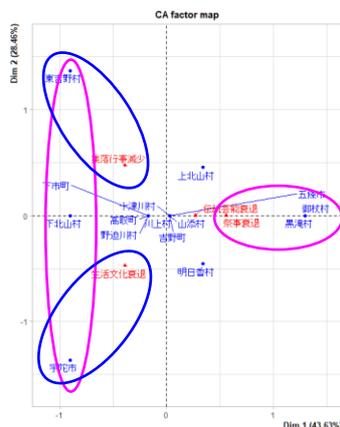


図 6.2.4 第1軸と第2軸による各市町村の位置づけ (バイプロット)
(地域文化・集落機能)

6.2.5 南部東部3地域の特徴

前述のように、南部東部19市町村には、「空き家の増加」「獣害病虫害」「住宅老朽化」「働き口減少」「森林荒廃」「耕作放棄地増大」「商店閉鎖」など、全国と共通する問題項目がある一方で、4項目群（インフラ、農林業基盤・自然環境・災害、住民生活基盤、地域文化・集落機能）に分析することで、各市町村に独自の特徴的な項目もあることもわかった。

そこで南部地域、南部地域と同様の課題を抱える地域、東部地域のそれぞれについてまとめておく（表6.2.5）。

6.2.5.1 南部地域

南部地域については、「獣害病虫害」「働き口減少」「商店閉鎖」「祭事衰退」「土砂災害」「集落行事減少」「上下水道維持困難」「不在者所有林増大」「公民館等維持困難」「小学校等維持困難」の各項目について、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、上北山村、東吉野村の各町村が独自に問題を認知している可能性がある。

例えば、「獣害病虫害」は多くの市町村が選択している項目であるが、なかでも大淀町が選択項目数2項目のうちの1つとして選択している。また「働き口の減少」も同様に多くの市町村によって選択されている項目であるが、「商店閉鎖」とともに選択されているケースが多い。「商店閉鎖」を選択していない十津川村の「働き口の減少」が観光資源とはまた別の事象を指しているのだろうか。その他の項目についても該当市町村固有の背景に関わるものなのかどうか検討が必要であろう。

表 6.2.5 19市町村全体と比較したときの各市町村の特徴的な問題項目

		五 條 市	吉 野 町	大 淀 町	下 市 町	黒 滝 村	天 川 村	野 迫 川 村	十 津 川 村	下 北 山 村	上 北 山 村	川 上 村	東 吉 野 村	御 所 市	高 取 町	明 日 香 村	宇 陀 市	山 添 村	曾 爾 村	御 杖 村	選 択 市 町 村 数	
	空き家の増加																					19
農林自然	獣害病虫害			✓			✓															15
住民生活	住宅老朽化																					15
住民生活	働き口減少								✓						✓	✓						14
農林自然	森林荒廃																					14
農林自然	耕作放棄地増大													✓								14
住民生活	商店閉鎖					✓	✓														✓	13
地域文化	祭事衰退					✓															✓	12
農林自然	土砂災害							✓			✓											11
地域文化	生活文化衰退																✓					11
地域文化	集落行事減少												✓									11
インフラ	道路維持困難																					10
インフラ	上下水道維持困難						✓															10
農林自然	不在者所有林増大					✓	✓			✓		✓										10
住民生活	公共交通利便性低下													✓								10
インフラ	公民館等維持困難				✓		✓															8
インフラ	小学校等維持困難									✓		✓					✓					7
地域文化	伝統芸能衰退																					7
	各市町村の選択項目数	17	18	2	12	7	6	13	14	11	14	15	11	3	9	15	10	18	7	9	211	

6.2.5.2 南部地域と同様の課題を抱える地域

南部地域と同様の課題を抱える地域（御所市、高取町、明日香村）については「公共交通利便性低下」「耕作放棄地の増大」（御所市）、「働き口の減少」（高取町、明日香村）が注目される。いずれも平野部に位置しており、一定の観光資源を持ち、一部には人口増加中の新興住宅地を含んでいる。地盤産業あるいは観光に関わる問題なのか、高齢化に由来するものなのか、若年人口の流出を惹起するものなのか、さらなる検討が必要である。

6.2.5.3 東部地域

最後に、東部地域（宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村）については、「商店閉鎖」「祭事衰退」（御杖村）、「生活文化衰退」「小学校等維持困難」（宇陀市）が注目される。

東部地域内部の差も注目される。山添村は18項目すべてを選択しているのに対して、宇陀市、曾爾村及び御杖村の選択数はその約半数である。さらに曾爾村と御杖村の対照性が「商店閉鎖」「祭事衰退」についても選択／非選択に表れている。

6.2.5.4 本調査の展開に向けて

前述のように、この問いに関する回答者の項目の解釈や選択の基準は異なっている可能性がある。そこで、上記の成果を用いたワークショップの実施が有効であると考えられる。類似した背景や特徴をもつ市町村ごとにグループを構成し、各問題項目の認知のあり方や選択基準、各市町村の背景に関する情報交換を行うのである。それによって市町村どうしの相互理解が深められ、問題への視野が広げられるとともに、問題解決のアイデアや実施例が共有されることが期待される。さらに、こうした実践は次回の本調査におけるより正確な事実把握にもつながっていくだろう。

7. 市町村の集落対策に係る体制

7.1 集落対策担当専任職員よりも集落支援員を活用する市町村が多い

奈良県 19 市町村中では 3 市町村（約 16%）が「集落対策担当専任職員」を置いている。ただし、このうち五條市では地域おこし協力隊を「集落対策担当専任職員」としてカウントしている。それ以外では、問題・課題に応じて関係課の職員が対応しているケースが多い（表 7.1.1、図 7.1.1、表 7.4.1）。

高齢者の見守りや買物支援などの集落維持や活性化対策を行う「集落支援員」制度を現在活用している 11 市町村は（約 58%）に上っている（表 7.1.2、図 7.1.2）。活動内容は、地域づくり活動、地域活性化活動の支援が多いが、その一方で、実務がなかったり、効果がなかったため取りやめたというところもある（表 7.4.2）。

表 7.1.1 集落担当専任職員の有無（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
無	16	84.2%	927	90.3%
有	3	15.8%	100	9.7%
計	19	100.0%	1027	100.0%

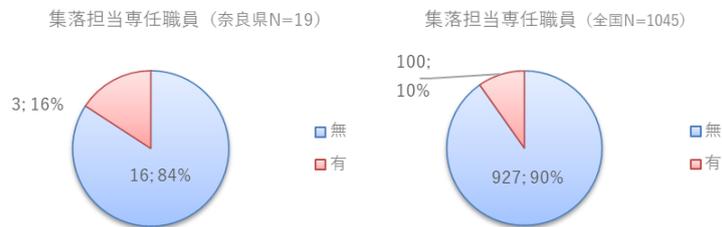


図 7.1.1 集落担当専任職員の有無（奈良県、全国）

表 7.1.2 集落支援員の活用状況（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
現在活用	11	57.9%	294	28.1%
以前は活用、今後再び活用したい	3	15.8%	26	2.5%
未活用、今後活用したい	2	10.5%	250	23.9%
以前は活用今後活用の予定はない	1	5.3%	26	2.5%
未活用、活用予定なし	2	10.5%	449	43.0%
計	19	100.0%	1045	100.0%

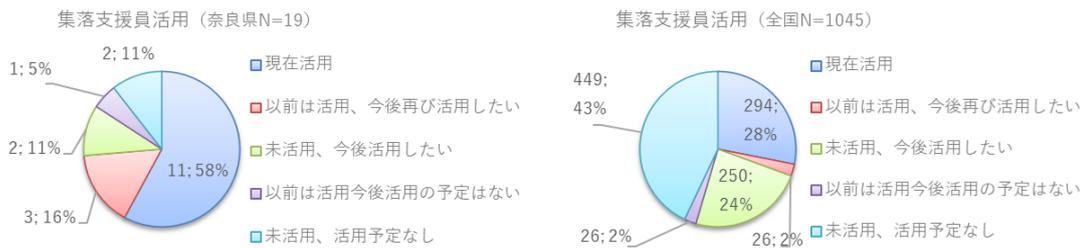


図 7.1.2 集落支援員の活用状況（奈良県、全国）

7.2 集落支援員の課題は高齢化に伴う、なり手不足

集落支援員制度の導入にあたっての課題として、最も多かったのは「なり手不足」（地域住民の高齢化や減少によりなり手が不足している（「なり手不足」））であり、この傾向は全国とほぼ同様である（表 7.2、図 7.2、表 7.4.3）。

表 7.2 集落支援員制度の導入にあたっての課題（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
なり手不足	11	57.9%	659	64.9%
報酬が不十分	4	21.1%	205	20.2%
地域住民の理解が得られない	2	10.5%	134	13.2%
必要性を感じない	2	10.5%	142	14.0%
その他	1	5.3%	85	8.4%
課題なし	5	26.3%	154	15.2%
有効ケース数	19	100.0%	1016	100.0%

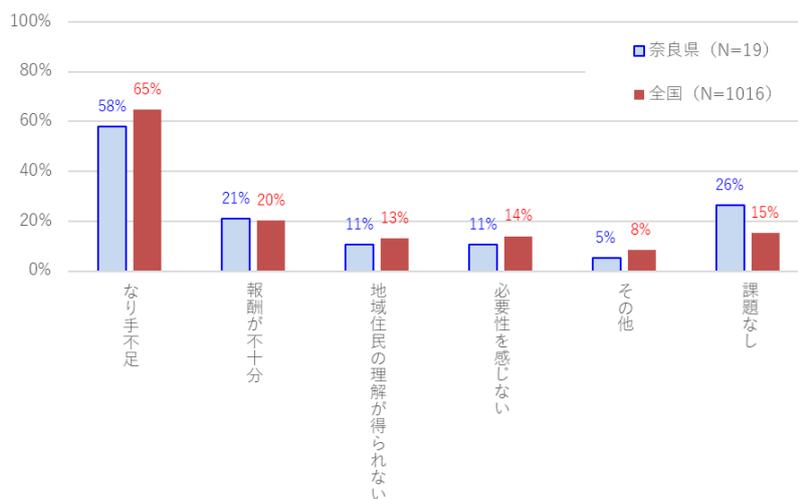


図 7.2 集落支援員制度の導入にあたっての課題（奈良県、全国）

7.3 外部サポート人材は主に地域おこし支援と地場産品販売のために活用される

地域おこし協力隊等の外部サポート人材は、地域おこし支援と地場産品販売のために活用されているケースが多く、この傾向は全国と大差がない。奈良県では特に集落の巡回、集落点検（集落の人口・世帯の動向等の把握）の実施が多い点が目立つ（表 7.3、図 7.3、表 7.4.4）。

表 7.3 外部サポート人材（地域おこし協力隊等）の活用状況（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
地場産品の販売・開発	13	68.4%	626	59.9%
集落点検の実施	7	36.8%	124	11.9%
地域住民の合意形成支援	5	26.3%	324	31.0%
地域おこしの支援	14	73.7%	709	67.8%
農林水産業への従事等	7	36.8%	404	38.7%
住民の生活支援	5	26.3%	183	17.5%
環境保全活動	3	15.8%	112	10.7%
水源保全・監視活動	2	10.5%	53	5.1%
その他	1	5.3%	99	9.5%
活用予定なし	0	0.0%	209	20.0%
有効ケース数	19	100.0%	1045	100.0%

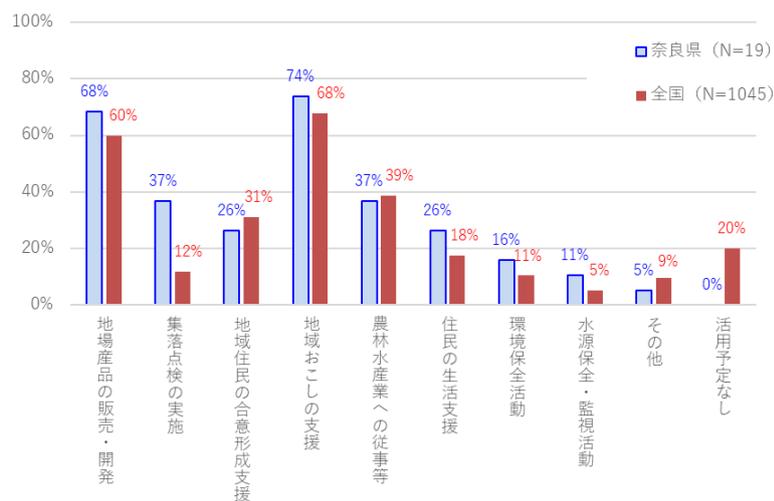


図 7.3 外部サポート人材（地域おこし協力隊等）の活用状況（奈良県、全国）

表 7.4.1 集落対策担当専任職員の有、数と所属、専任職員がいない場合の集落対策

市町村名	専任有無	専任職員数と所属		集落対策
五條市	有	2	地域おこし協力隊	
御所市	無			企画政策課が兼務しており、特に対策は行っていない
宇陀市	無			
山添村	無			自治会長（区長）からの要望等
曾爾村	有	1	一般社団法人曾爾村農林業公社	
御杖村	無			各分野ごとに関係課で対応
高取町	無			
明日香村	有	1	総合政策課	
吉野町	無			地域担当職員を配置。旧小学校区ごとにエリアマネージャを設置し、管理職と一般職（希望者）を配置
大淀町	無			
下市町	無			元気印事業「地域おこし事業」遂行中（2～3年）のみ支援員をつける。通常業務に加えての業務
黒滝村	無			企画政策課で担当。農業・企画担当係1人が過疎対策を兼務で担当している。
天川村	無			
野迫川村	無			総務課で空き家対策、産業課で地域おこし協力隊事業を行っている。
十津川村	無			空き家バンク登録を行っていただき、空き家の活用を勧めている。
下北山村	無			各課で連携を図り、村民からの要望に応じている
上北山村	無			移住・交流等
川上村	無			本村は、26集落存在するが、2人/集落の職員を2年間を任期に配置しており、集落の維持等に努めている。
東吉野村	無			各課において、それぞれの分野から集落の維持、活性化対策を行っている。

表 7.4.2 集落支援員の活用の有無、活用のしかたあるいは活用しない理由

市町村名	活用の有無	活用のしかた／活用しない理由
五條市	現在まで活用したことはなく、今後も活用の予定はない	
御所市	現在まで活用したことはなく、今後も活用の予定はない	
宇陀市	現在活用している	(活用のしかた) まちづくり協議会の活動を側面から支援し、地域の皆さまとともに積極的な地域づくり活動の支援を行う。
山添村	現在活用している	(活用のしかた) 地域住民を対象にした健康や生活の相談機能の開設・運営、高齢者宅等への訪問による健康施策の推進、高齢者サロン等や地域振興の取組への支援、その他、健康施策に関する活動
曾爾村	現在活用している	(活用のしかた) 農林業公社の業務
御杖村	現在まで活用したことはないが、今後、活用してみたい	
高取町	以前は活用しており、現在は活用していないが、今後、再び活用してみたい	
明日香村	現在活用している	(活用のしかた) 空き家の実態調査や空き家への移住希望者に対する対応を実施している。
吉野町	現在活用している	(活用のしかた) 吉野町では旧小学校区単位を一とする地域自治協議会の設立を推進しており、現在4地区で設立済である。地域自治協議会を設立した団体には事務局支援として集落支援員1名を配置している。
大淀町	現在まで活用したことはなく、今後も活用の予定はない	
下市町	現在まで活用したことはないが、今後、活用してみたい	
黒滝村	以前は活用していたが、現在は活用しておらず、今後も活用の予定はない	(活用しない理由) 主に農業部門の耕作放棄地対策を担当しており、集落対策としての実務がほぼなかった。村内全域が対象であり、人員配置的にも余裕がないので今のところ予定はない。
天川村	現在活用している	(活用のしかた) ・地域清掃や草刈り・一人暮らし老人の見守り
野迫川村	以前は活用していたが、現在は活用しておらず、今後も活用の予定はない	(活用しない理由) 林業等・地域活性化のアドバイザーとして制度を利用したが、目立った効果がなかったため、現在は地域おこし協力隊を雇用している。
十津川村	現在活用している	(活用のしかた) ・地域の方々と共に、地域の魅力を発信している。・水道の管理支援
下北山村	現在活用している	(活用のしかた) ・公共交通空白地有償運送等をしながら集落の人とのコミュニケーションを図っている。・農業支援や環境美化等の活動、生活支援(公共交通空白地有償運送・外出支援サービス等)や家事支援(清掃等)を実施し、困っている高齢者等の生活を支えている。
上北山村	現在活用している	(活用のしかた) 地域協力活動及び一般社団法人の事務等
川上村	現在活用している	(活用のしかた) 地域おこし協力隊の卒業生を中心に任用しており、集落コミュニティの活性化の一躍を担っている。
東吉野村	現在活用している	(活用のしかた) 集落支援員を配し、集落での日常でのふれあいや、地域活動の運営、手伝いを行い、また、地域の活性化事業を行っている。

表 7.4.3 集落支援員の課題、集落支援員に関する国等への要望

市町村名	地域住民の高齢化や減少により手が不足している	集落支援員に対する報酬が不十分で手配できない	集落支援の活動に対する地域住民の理解が得られない	そもそも集落支援員を配置する必要性を感じない	その他の課題（	特に課題はない	国等への要望
五條市	○						
御所市	○						
宇陀市	○	○					
山添村						○	
曾爾村						○	
御杖村	○						
高取町		○					
明日香村						○	
吉野町	○				自分たちで出来ることでも集落支援員に頼りすぎてしまう恐れがある		この制度があるため当町でも集落支援員を配置出来ているが、制度が終了し、財政支援（特別交付税措置）がなくなれば、町単独では実施出来ない。制度の継続をお願いしたい。
大淀町				○			
下市町	○						
黒滝村	○	○	○	○			活動事例や活動マニュアルなど、理想とする活用事例を提示してほしい。集落の維持・支援という目指すところは良いと思うが、実際の活動は高齢者の見回りや買い物・移動支援などに終始し、集落の再構築といった大きな目標に行き着いていないのではないか。
天川村						○	
野迫川村	○						
十津川村	○		○				
下北山村	○						
上北山村							
川上村	○	○					特になし
東吉野村						○	

表 7.4.4 地域おこし協力隊の活用の有無、活用のしかた

市町村名	活用の有無	地場産品の販売・開発、その他地産地消推進のための取り組み応援（特産品開発研究、販路開拓・拡大、地域資源を活用した産業の創出等）	集落の巡回、集落点検（集落の人口・世帯の動向等の把握）の実施	地域住民の合意形成や集落活性化のためのプランづくりへの支援	地域おこしの支援（地域が主催する行事への参加・協力の提供、地域発信等）	農林水産業への従事等（農作業支援、獣害対策等）	住民の生活支援（見守りサービス、通院・買い物等の移動サポート、除雪支援等）	環境保全活動（不法投棄パトロール、草刈り、ゴミ拾い、エコツアーの実施等）	水源保全・監視活動（河川の清掃活動、水源地の整備・清掃活動等）	その他
五條市	現在活用	○	○				○			
御所市	現在まで活用したことはなく、今後も活用の予定はない									
宇陀市	現在活用	○		○	○					
山添村	現在活用	○	○		○		○			
曾爾村	現在活用	○				○				
御杖村	現在まで活用したことはなく、今後も活用の予定はない									
高取町	現在まで活用したことはないが、今後、活用してみたい			○	○					
明日香村	現在活用	○			○	○				
吉野町	現在活用			○	○					
大淀町	現在まで活用したことはなく、今後も活用の予定はない									
下市町	現在活用	○			○					
黒滝村	現在活用		○	○	○	○		○		
天川村	現在活用	○			○	○	○			
野迫川村	現在活用	○			○	○			○	
十津川村	現在活用	○	○	○	○					
下北山村	現在活用	○	○		○	○	○	○		観光支援・自伐採林業支援等
上北山村	現在活用	○			○					
川上村	現在活用	○	○		○		○	○	○	
東吉野村	現在活用	○	○		○	○				

8. 集落地域の現状把握や集落の維持・保全に向けた取組

8.1 生活維持対策は交通輸送支援や高齢者支援が主、配食サービスが少ない

近い将来に無居住化の恐れがある集落の維持・保全に向けた取組（「生活維持対策」）については、無居住化の恐れがある集落のみならず全集落を対象とした取組が多い（表 8.1.1、図 8.1.1）。その内容は「コミュニティバス・デマンドバスの運行や交通弱者へのタクシー代の補助」（交通輸送支援）や「高齢者の交流や健康づくり活動の支援」（高齢者支援）が多く、全国とほぼ同様の傾向にある。全国と比較して少ないのは、「弁当配達、配食サービス」である（表 8.1.2、図 8.1.2、表 8.1.3.1～13、表 8.1.4.1～7、表 8.1.5、表 8.1.6）。

表 8.1.1 無居住化の恐れがある集落への生活維持対策の実施状況（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
無居住化集落への生活維持対策事業を実施	2	10.5%	83	8.0%
全ての集落への生活維持対策事業を実施	11	57.9%	366	35.3%
無居住化集落はあるが事業は実施していない	4	21.1%	345	33.3%
無居住化集落はない	2	10.5%	288	27.8%
計*	19	100.0%	1037	104.3%

* 総務省の報告書では全国の実施率の合計が104.3%となるため、全国については複数回答とみなして計算している。

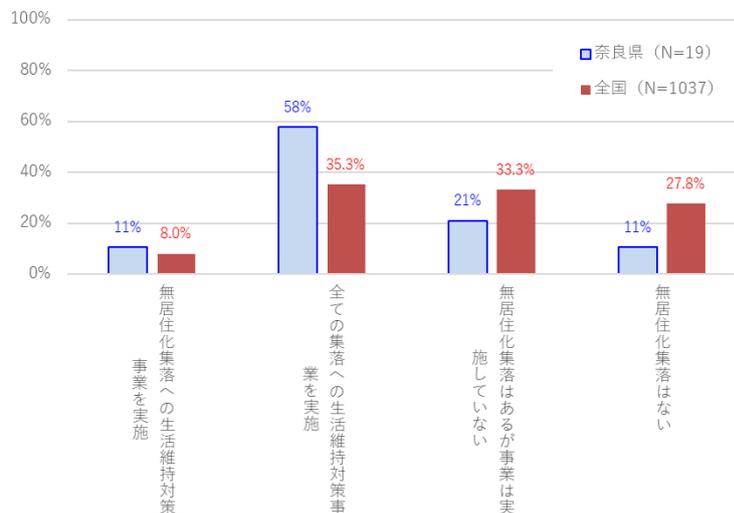


図 8.1.1 無居住化の恐れがある集落への生活維持対策の実施状況（奈良県、全国）

表 8.1.2 無居住化の恐れがある集落への生活維持対策の実施内容（奈良県、全国）

	奈良県		全国					
	無居住化集落対象	全集落対象	無居住化集落対象	全集落対象	無居住化集落対象	全集落対象		
コミュニティバス・デマンドバスの運行や交通弱者へのタクシー代の補助	2	15.4%	10	76.9%	52	62.7%	295	80.6%
通学・通園支援や病院・福祉施設への送迎サービス	1	7.7%	6	46.2%	30	36.1%	183	50.0%
地元商店による配送費の補助、移動販売への支援などの買い物支援	2	15.4%	3	23.1%	24	28.9%	74	20.2%
家事や家周りの雪かきなどの支援	1	7.7%	1	7.7%	4	4.8%	85	23.2%
弁当配達、配食サービス	1	7.7%	3	23.1%	7	8.4%	141	38.5%
高齢者の交流や健康づくり活動の支援	1	7.7%	9	69.2%	18	21.7%	286	78.1%
その他	0	0.0%	0	0.0%	13	15.7%	11	3.0%
有効ケース数	13	100.0%	13	100.0%	83	100.0%	366	100.0%

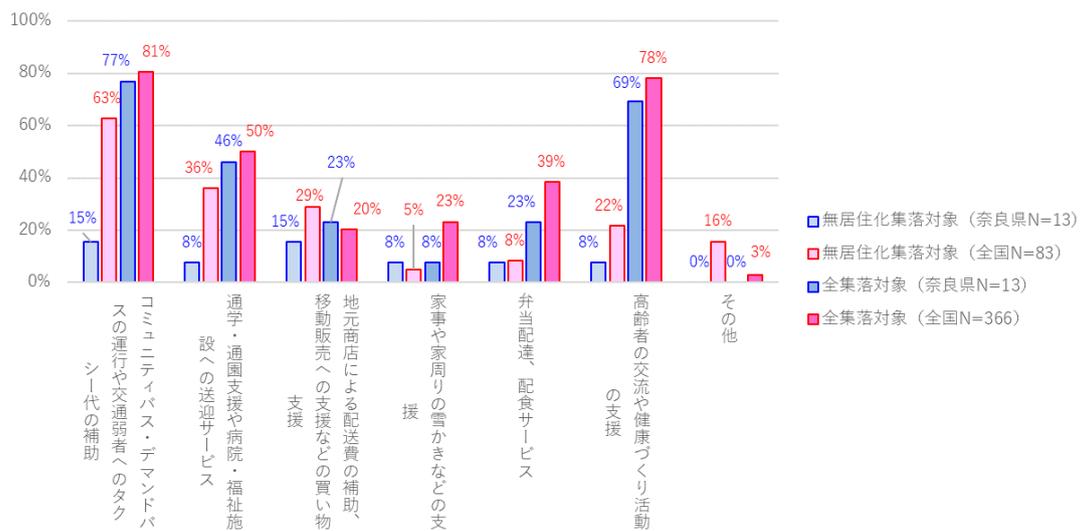


図 8.1.2 無居住化の恐れがある集落への生活維持対策の実施内容（奈良県、全国）

表 8.1.3.1 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：宇陀市

事業名	デマンド型乗合タクシー運行事業	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落(室生地域)
開始年度	平成24年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	奈良交通の撤退したバス路線の代替として、デマンド型乗合タクシーを運行することにより、市民の移動手段の確保や利便性の向上のみならず、交流人口の増加、商業や観光振興に寄与する。	
事業効果	公共交通廃止路線の代替手段としてデマンド型乗合タクシーを運行することで、市民の移動手段が確保に繋がる。	

表 8.1.3.2 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：山添村

事業名	やまぞえ未来創生計画策定業務	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	令和2年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	本計画は、総合計画の基本構想を柱とし、本村の現状と直面する課題について把握・分析するとともに本村の更なる発展と将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、村が取り組む施策全般の基本的方向、具体的な施策などを定めるもの	
事業効果	総合計画の基本計画及び実施計画に代わり、今後の村政運営の総合的・基本的な指針として、村政の各分野のあらゆる計画の基本となることに期待する。また、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく、本村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」としても位置付け、一体として取り組んでいく。	

表 8.1.3.3 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：曾爾村

事業名	元気な集落づくり支援事業	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成23年	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	元気な集落づくりを推進するための村民による自主的、自立的な活動に対する支援	
事業効果	花街道づくり、特産品づくりなど6集落で9団体が、新たに自主的な活動が盛んに行われている。	

表 8.1.3.4 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：御杖村

事業名	コミュニティバス運行事業	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成12年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	奈良交通の路線廃止に伴い、コミュニティバスの運行を実施。	
事業効果	村内診療所への通院や村外への移動手段として奈良交通や三重交通との連絡体制をとり、住民の公共交通の確保に寄与する。	

表 8.1.3.5 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：明日香村

事業名	環境美化における巡視・啓発事業	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	昭和55年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	集落及び観光周遊ルートの除草や清掃を定期的実施する大字管理組合に対し、活動費助成を実施する。	
事業効果	定期的な除草や清掃により、年間を通じて集落及び観光周遊ルートの景観が良好に維持されている。	

事業名	有害獣対策事業	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成21年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	有害獣による農作物の被害を抑制するため、猟友会及び捕獲専門員と連携し、個体数の減少に取り組むとともに、狩猟免許の取得・更新助成を行い、人材の確保を図る。	
事業効果	集落内で発生する有害獣対策を実施することにより、定住意欲を促進するとともに、外部からの移住者も安全で安心して生活することのできる環境を構築できた。	

事業名	集落内の公共施設修景工事	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成12年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	歴史的風土と調和した快適な生活空間を創出するため、集落内の公共施設等の整備を行う。	
事業効果	景観と調和した集落内の公共施設を修景することにより、良好な景観を維持するとともに安全安心に利用できる住民生活に必要な公共施設の整備を図れている。	

表 8.1.3.6 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：吉野町

事業名	地域自治協議会運営支援事業	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成29年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策	2 産業基盤の維持対策
	3 自然環境保全対策	4 災害対策・防災対策
	5 地域文化の保全対策	6 景観保全対策
	7 住民生活対策	8 その他
施策概要	地域自治団体を設立した団体及び設立しようとする団体に対し交付金を交付し、地域の実情に応じた活動を支援する。	
事業効果	行政が出来ないことは自分たちでやるという地域自治の機運が高まって来ているように思われる。	

表 8.1.3.7 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：大淀町

事業名	自治振興交付金事業	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成12年ごろ	
対策分野	1 生活基盤の維持対策	2 産業基盤の維持対策
	3 自然環境保全対策	4 災害対策・防災対策
	5 地域文化の保全対策	6 景観保全対策
	7 住民生活対策	8 その他
施策概要	自治会活動に対する助成金として全自治会に交付。	
事業効果	自治会清掃活動、社会基盤（地区公民館、公園、緑地）等の維持、コミュニティ活動の経費の一部として活用いただいております、協働のまちづくりに寄与。	

表 8.1.3.8 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：黒滝村

事業名	集落周辺整備事業	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成26年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策	2 産業基盤の維持対策
	3 自然環境保全対策	4 災害対策・防災対策
	5 地域文化の保全対策	6 景観保全対策
	7 住民生活対策	8 その他
施策概要	集落周辺の危険立木伐採を補助。	
事業効果	全集落で実施済み。	

事業名	空き家バンク	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成27年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策	2 産業基盤の維持対策
	3 自然環境保全対策	4 災害対策・防災対策
	5 地域文化の保全対策	6 景観保全対策
	7 住民生活対策	8 その他
施策概要	村内の空き家の売買及び賃貸を村ホームページ上で紹介斡旋する。付随して、空き家改修補助、空き家除却補助、空き家ごみ処理補助、移住定住増改築補助がある。	
事業効果	移住者の増加につながっている。	

表 8.1.3.9 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：野迫川村

事業名	村営バス事業(65歳以上の村民の運賃を無償)	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	不明	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	村営バスを無償化して診療所等、高齢者の移動を補助する。	
事業効果	あり（しかし人口減少により利用客は減少中）	

表 8.1.3.10 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：十津川村

事業名	デマンドタクシー運行	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落(東区東部、神納川区、西川区北部)
開始年度	平成26年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	自宅から病院までをドアツードアで予約制によりタクシーを運行する。	
事業効果	集落で行われる出張診療の利用者増。	

表 8.1.3.11 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：上北山村

事業名	コミュニティバス・スクールバスの運行	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成18年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	村内を巡回するコミュニティバス、小・中学校への登下校のためのスクールバスを運行している。	
事業効果		

事業名	高齢者見守りシステム事業	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成25年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	一人暮らしの老人の連絡体制の整備、連絡を受信し必要な措置を行う実施体制の確保している	
事業効果		

表 8.1.3.12 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：川上村

事業名	(一社)かわかみらいふ運営事業(小さな拠点形成事業)	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成28年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	集落のコミュニティ機能の強化を目指し、移動スーパー事業・個別宅配委託事業・GS運営事業・コミュニティカフェ運営事業等を行っている。	
事業効果	高齢者を中心に安心して暮らすことができるとの声を多くいただいております、社会増減については、マイナスからプラスに転じ始めている。	

事業名	コミュニティバス事業	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成27年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	近隣町民と協働でバス路線の運行並びに国道～支線間のデマンド送迎を運営。また、村民が村内で村内タクシーを利用した場合半額を補助。	
事業効果	近隣と協力し運営を行うことにより、事業実施以前より利用者増	

表 8.1.3.13 集落機能の維持・保全のための行政施策（3つまで）：東吉野村

事業名	小さな道の駅整備	
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()
開始年度	平成29年度	
対策分野	1 生活基盤の維持対策 3 自然環境保全対策 5 地域文化の保全対策 7 住民生活対策	2 産業基盤の維持対策 4 災害対策・防災対策 6 景観保全対策 8 その他
施策概要	日用品や、飲食店など、お店がなくなってきている中で、小さな道の駅を作り、日用品や、食品、飲食できる場を作り、村内どこからでもアクセスできる公共交通網を整備し	
事業効果	日頃から遠くに買い物に行かなくても、手軽に買い物や、食事ができる場となり、地域住民の方や来訪者との交流の場になる。	

表 8.1.4.1 NPO や住民等による集落機能の維持・保全のための特徴的事例：宇陀市

団体名	まちづくり協議会						
団体の種類	1	自治会・集落	2	複数の自治会・集落の協議体	3	任意団体	
	4	NPO法人	5	社会福祉協議会	6	営利法人	7 その他
対象集落	1	全ての集落	2	特定の集落()			
開始年度	平成25年度						
対策分野	1	生活基盤の維持対策	2	産業基盤の維持対策			
	3	自然環境保全対策	4	災害対策・防災対策			
	5	地域文化の保全対策	6	景観保全対策			
	7	住民生活対策	8	その他			
施策概要	地域住民が自主的な自治組織として「まちづくり協議会」を組織し、活動している。						
事業効果	地域間の連携と地域の課題解決を図り、地域全体で身近な支え合いを行うことで、健康で安心した生活に繋がっている。						

表 8.1.4.2 NPO や住民等による集落機能の維持・保全のための特徴的事例：山添村

団体名	つながり⇄Lab.						
団体の種類	1	自治会・集落	2	複数の自治会・集落の協議体	3	任意団体	
	4	NPO法人	5	社会福祉協議会	6	営利法人	7 その他
対象集落	1	全ての集落	2	特定の集落()			
開始年度	平成30年度						
対策分野	1	生活基盤の維持対策	2	産業基盤の維持対策			
	3	自然環境保全対策	4	災害対策・防災対策			
	5	地域文化の保全対策	6	景観保全対策			
	7	住民生活対策	8	その他			
施策概要	山添村内で「何かをしたい」という気持ちを持った老若男女が集い、村内の”ヒト・モノ・コト”を調整しながら山添村での新しい取り組みを創造すること。						
事業効果	山添村で、いつでも・誰でも『楽しむ』『食べられる』『働ける』『暮らせる』村づくりを実現。						

表 8.1.4.3 NPO や住民等による集落機能の維持・保全のための特徴的事例：高取町

団体名	高取環境保全隊						
団体の種類	1 自治会・集落	2 複数の自治会・集落の協議体	3 任意団体	4 NPO法人	5 社会福祉協議会	6 営利法人	7 その他
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落(旧高取地区)					
開始年度	平成24年度						
対策分野	1 生活基盤の維持対策	2 産業基盤の維持対策	3 自然環境保全対策	4 災害対策・防災対策	5 地域文化の保全対策	6 景観保全対策	7 住民生活対策
		8 その他					
施策概要	多面的機能支払交付金事業						
事業効果	農地周りの美化保全活動等						

表 8.1.4.4 NPO や住民等による集落機能の維持・保全のための特徴的事例：黒滝村

団体名	おたすけクラブ						
団体の種類	1 自治会・集落	2 複数の自治会・集落の協議体	3 任意団体	4 NPO法人	5 社会福祉協議会	6 営利法人	7 その他
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落()					
開始年度	平成26年度						
対策分野	1 生活基盤の維持対策	2 産業基盤の維持対策	3 自然環境保全対策	4 災害対策・防災対策	5 地域文化の保全対策	6 景観保全対策	7 住民生活対策
		8 その他					
施策概要	高齢者を中心として道路・河川の清掃や畑や庭木の手入れなどの作業を請け負う。						
事業効果	需要が多く活動が追いつかない状態である。						

表 8.1.4.5 NPO や住民等による集落機能の維持・保全のための特徴的事例：野迫川村

団体名	NPO法人結の森倶楽部						
団体の種類	1 自治会・集落	2 複数の自治会・集落の協議体	3 任意団体	4 NPO法人	5 社会福祉協議会	6 営利法人	7 その他
対象集落	1 全ての集落	2 特定の集落(北今西地区)					
開始年度	令和元年度						
対策分野	1 生活基盤の維持対策	2 産業基盤の維持対策	3 自然環境保全対策	4 災害対策・防災対策	5 地域文化の保全対策	6 景観保全対策	7 住民生活対策
		8 その他					
施策概要	移住を考えている人が体験入村できる施設（旧北今西小学校）の指定管理						
事業効果	令和元年9月から指定管理。						

表 8.1.4.6 NPO や住民等による集落機能の維持・保全のための特徴的事例：十津川村

団体名	谷瀬						
団体の種類	1	自治会・集落	2	複数の自治会・集落の協議体	3	任意団体	
	4	NPO法人	5	社会福祉協議会	6	営利法人	7
対象集落	1	全ての集落		2	特定の集落(谷瀬)		
開始年度	平成26年度						
対策分野	1	生活基盤の維持対策		2	産業基盤の維持対策		
	3	自然環境保全対策		4	災害対策・防災対策		
	5	地域文化の保全対策		6	景観保全対策		
	7	住民生活対策		8	その他		
施策概要	移住者の受入と雇用の場の創出（ゆっくり散歩道やゆっくり体験、加工所兼交流場所「つくりば」を地域住民主体で実施）						
事業効果	I・Uターン者の増加による集落の活性化						

表 8.1.4.7 NPO や住民等による集落機能の維持・保全のための特徴的事例：下北山村

団体名	特定非営利活動法人 サポートきなり						
団体の種類	1	自治会・集落	2	複数の自治会・集落の協議体	3	任意団体	
	4	NPO法人	5	社会福祉協議会	6	営利法人	7
対象集落	1	全ての集落		2	特定の集落()		
開始年度	平成26年度						
対策分野	1	生活基盤の維持対策		2	産業基盤の維持対策		
	3	自然環境保全対策		4	災害対策・防災対策		
	5	地域文化の保全対策		6	景観保全対策		
	7	住民生活対策		8	その他		
施策概要	主な取り組みとして生活支援（公共交通空白地有償運送・外出支援サービス等）や家事支援（清掃等）、農業支援や名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営等）・栽培、継承等を行う。						
事業効果	高齢化が進む本村にとって、地域住民の日常生活の困り事等を支援し、住民の暮らしを支える取り組みが実現出来ている。						

表 8.1.5 無居住化する恐れがある集落への生活維持対策事業の実施の有無

市町村名	①無居住化する恐れがある集落の住民が対象 ②全ての集落の住民が対象	コミュニティバス・デマンドバスの運行や交通弱者へのタクシー代の補助	通学・通園支援や病院・福祉施設への送迎サービス	地元商店による配送費の補助、移動販売への支援などの買い物支援	家事や家周りの雪かきなどの支援	弁当配達、配食サービス	高齢者の交流や健康づくり活動の支援	その他
五條市	①			○				
	②						○	
御所市	①							
	②	○					○	
宇陀市	①							
	②							
山添村	①							
	②	○	○				○	
曾爾村	①							
	②	○					○	
御杖村	①	○						
	②	○						
高取町	①							
	②							
明日香村	①							
	②	○					○	
吉野町	①							
	②							
大淀町	①							
	②	○	○			○	○	
下市町	①							
	②	○	○					
黒滝村	①							
	②	○		○			○	
天川村	①							
	②							
野迫川村	①							
	②		○			○		
十津川村	①	○	○	○	○	○	○	
	②	○	○	○	○	○	○	
下北山村	①							
	②							
上北山村	①							
	②							
川上村	①							
	②	○	○	○			○	
東吉野村	①							
	②	○	○			○	○	

表 8.1.6 無居住化の恐れがある集落の地域資源を保全するための取組

市町村名	無居住化の恐れがある集落の住民と、無居住化した後の個人や集落が所有する地域資源の管理方法について話し合い、管理計画を策定している（策定中を含む）	無居住化の恐れがある集落内に存在する文化財や伝統的祭事の衣装、古文書などの資料を収集・整理・保管している	無居住化の恐れがある集落の住民に対して、集落の歴史や変遷、集落での暮らしや伝統文化などについて聞き取り、記録（アーカイブ）している	その他	無居住化する恐れがある集落はあるが、特にそのような保全活動は実施していない	無居住化する恐れがある集落はない
五條市						
御所市						○
宇陀市					○	
山添村		○				
曾爾村					○	
御杖村					○	
高取町						○
明日香村					○	
吉野町					○	
大淀町					○	
下市町					○	
黒滝村					○	
天川村					○	
野迫川村					○	
十津川村		○	○			
下北山村					○	
上北山村					○	
川上村					○	
東吉野村						

8.2 今後 10 年間に集落機能維持・再編成等を行う予定のある市町村は約 2 割

今後 10 年間の集落機能維持・再編成等を行う見通しについては、奈良県、全国とも 7 割弱の市町村が「予定はない」と回答している。集落機能維持・再編成を予定している市町村の中では、「中心・基幹集落の強化」がやや多い（表 8.2.1、図 8.2.1、表 8.2.2）。

表 8.2.1 今後 10 年間の集落機能維持・再編成等を行う予定（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
中心・基幹集落の強化	2	11%	105	10.0%
周辺の基礎集落間の相互補完	1	5%	75	7.2%
新たな広域的組織づくり	1	5%	76	7.3%
民間やNPO等を活用した機能補完	1	5%	39	3.7%
集落の行政的再編	0	0%	55	5.3%
集落の空間的再編（移転）	0	0%	1	0.1%
集落機能の維持・再編成を行う予定はない	15	79%	783	74.9%
有効ケース数	19	100%	1045	100%

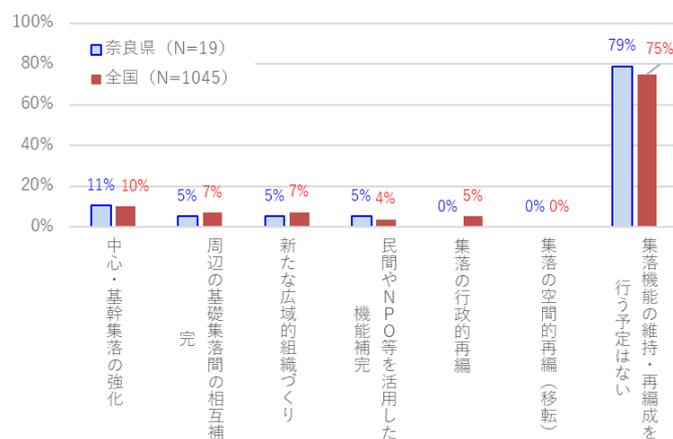


図 8.2.1 今後 10 年間の集落機能維持・再編成等を行う予定（奈良県、全国）

表 8.2.2 今後 10 年間の集落機能維持・再編成等を行う見通し

市町村名	中心・基幹集落の強化による集落機能の維持・再編成を予定している（基幹集落における「小さな拠点」づくりと基礎集落とのアクセスの確保による機能補完など）	周辺の基礎集落間の相互補完による集落機能の維持・再編成を予定している（小規模集落同士の集落協定などによる共同作業や集落行事などの合同実施など）	新たな広域的組織づくりによる集落機能の維持・再編成を予定している（大字や小学校区単位での新たな自治組織づくりなど）	民間やNPO等を活用した機能補完による集落機能の維持・再編を予定している（各種団体による支援、地域住民が中心となった生活環境保全NPOの設立など）	集落の行政的再編を予定している（近隣の大規模集落との統合・合併、同規模集落同士の統合・合併、全域的な行政区の見直しなど）	集落の空間的再編（移転）を予定している（近隣の大規模集落との統合・合併、同規模集落同士の統合・合併、全域的な行政区の見直しなど）	集落機能の維持・再編成を行う予定はない
五條市				○			
御所市							○
宇陀市							○
山添村							○
曾爾村							○
御杖村							○
高取町							○
明日香村							○
吉野町							○
大淀町							○
下市町							○
黒滝村		○	○				
天川村							○
野迫川村							○
十津川村	○						
下北山村							○
上北山村							○
川上村	○						
東吉野村							○

9. 集落移転事例の有無

9.1 集落移転事業を実施した市町村は約2割

これまでに集落が集団で移転を行った事例（集落移転）の有無については、奈良県、全国とも8割弱の市町村が「集団移転を行った集落の事例はない」と回答している。そうした事例の中では、「ダム建設や道路建設など公共工事」に伴うものが多い（表9.1、図9.1）。川上村では、「過疎地域集落再編整備事業(集落等移転事業)」に伴う集落移転の事例が1件ある（表9.2）。

表 9.1 集落移転事業の実施状況（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
ダム建設や道路建設など公共工事	4	21.1%	150	14.4%
過疎地域集落再編整備事業(集落等移転事業)	0	0.0%	21	2.0%
防災集団移転促進事業	0	0.0%	27	2.6%
上記以外の国の事業	0	0.0%	9	0.9%
都道府県の制度・事業	0	0.0%	6	0.6%
市町村の制度・事業	0	0.0%	10	1.0%
行政事業ではなく住民自らの意思決定	0	0.0%	15	1.4%
市町村内で集団移転を行った集落の事例はない	15	78.9%	820	78.5%
有効ケース数	19	100.0%	1045	100.0%

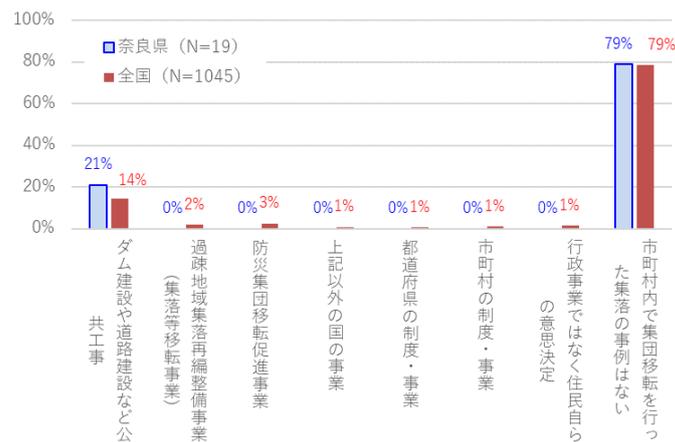


図 9.1 集落移転事業の実施状況（奈良県、全国）

表 9.2 集落移転事例の有無

市町村名	ダム建設や道路建設など公共工事に伴い集団移転した集落がある	「過疎地域集落再編整備事業（集落等移転事業）」により集団移転した集落がある	「防災集団移転促進事業」により集団移転した集落がある	2・3以外の国の事業により集団移転した集落がある	都道府県の制度・事業により集団移転した集落がある	市町村の制度・事業により集団移転した集落がある	行政の事業を適用せず、住民自らの意思決定で自力で集団移転した集落がある	市町村内で集団移転を行った集落の事例はない
五條市								○
御所市								○
宇陀市								○
山添村								○
曾爾村								○
御杖村								○
高取町								○
明日香村								○
吉野町	○							
大淀町								○
下市町								○
黒滝村								○
天川村								○
野迫川村								○
十津川村								○
下北山村	○							
上北山村	○							
川上村	○	○						
東吉野村								○

10. 「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）の形成

10.1 「集落ネットワーク圏」を形成しているのは約半数であり、圏域単位としては「中学校区単位」が最も多い

市町村全域又は一部地域で「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）を形成している市町村は、奈良県で約半数、全国で約3割である（表10.1.1、図10.1.1）。形成している、または形成を予定している「集落ネットワーク圏」の圏域単位は、奈良県、全国ともに「中学校区単位」が最も多い（表10.1.2、図10.1.2、表10.1.3、表10.1.4.1～6）。

表 10.1.1 「集落ネットワーク圏」の設定状況（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
	数	割合	数	割合
市町村全域で形成	7	39%	127	12%
地域で異なる	2	11%	191	19%
今後形成する予定	0	0%	105	10%
形成する予定はない	9	50%	609	59%
計	18	100%	1032	100%



図 10.1.1 「集落ネットワーク圏」の設定状況（奈良県、全国）

表 10.1.2 形成している（形成を予定している）「集落ネットワーク圏」の圏域単位
（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
	数	割合	数	割合
市町村全体でひとつ	1	11.1%	61	14.5%
旧市町村単位でひとつ	1	11.1%	98	23.3%
小学校区単位でひとつ	2	22.2%	44	10.5%
中学校区単位でひとつ	4	44.4%	188	44.7%
その他	1	11.1%	77	18.3%
有効ケース数	9	100.0%	421	100.0%

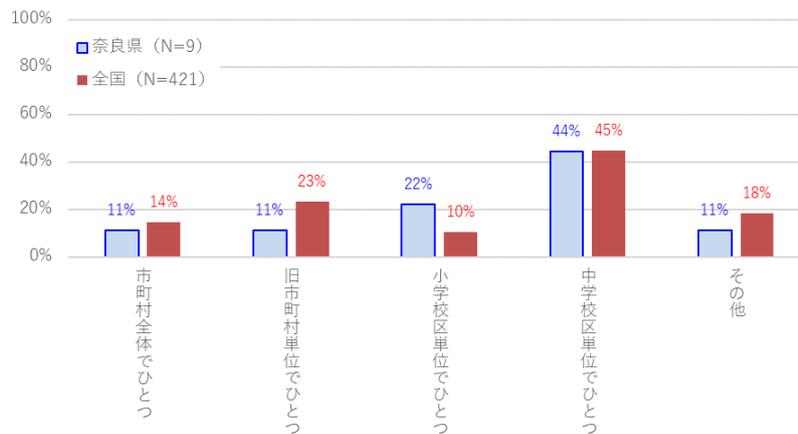


図 10.1.2 形成している（形成を予定している）「集落ネットワーク圏」の圏域単位
（奈良県、全国）

表 10.1.3 集落ネットワーク圏の設定状況（奈良県）

市町村名	「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）を形成していますか	市町村全体でひとつの集落ネットワーク圏を形成	概ね「平成の合併」前の旧市町村単位でひとつの集落ネットワーク圏を形成	（中学校が複数ある場合）概ね中学校区単位でひとつの集落ネットワーク圏を形成	（小学校が複数ある場合）概ね小学校区単位でひとつの集落ネットワーク圏を形成	その他
五條市	形成している地域と形成していない地域がある			○		
御所市	現在形成しておらず、今後形成する予定もない					
宇陀市	市町村全域で形成		○			
山添村	現在形成しておらず、今後形成する予定もない					バス路線単位での
曾爾村	現在形成しておらず、今後形成する予定もない					
御杖村	形成している地域と形成していない地域がある					「明治の合併」前の旧市町村単位でひとつの集落ネットワーク圏を形成
高取町	現在形成しておらず、今後形成する予定もない					
明日香村	現在形成しておらず、今後形成する予定もない					
吉野町	市町村全域で形成				○	
大淀町	現在形成しておらず、今後形成する予定もない					
下市町						
黒滝村	市町村全域で形成	○				
天川村	現在形成しておらず、今後形成する予定もない					
野迫川村	現在形成しておらず、今後形成する予定もない					
十津川村	現在形成しておらず、今後形成する予定もない					
下北山村					○	
上北山村					○	
川上村	市町村全域で形成			○		
東吉野村					○	

表 10.1.4.1 集落ネットワーク圏の取組事例：五條市

名称	大塔町宇井地区						
活動主体	組織名	大塔福祉ふれあいの会					
	組織形態	1	行政機関	2	第3セクター	3	非営利法人
		4	営利法人	5	任意団体	6	その他
集落ネットワーク圏（小さな拠点）における取組の主な活動内容	1	商店・購買・金融（例）住民出資会社による商店経営、高齢者宅への配送サービスなど					
	2	飲食・喫茶（例）女性グループによる地元農産物を使った食堂やカフェの営業など					
	3	福祉サービス（例）ミニデイサービス、高齢者等の見守り活動や日常生活のサポートなど					
	4	農林業支援（例）農産物の集荷サービス、加工品等の特産品開発の支援など					
	5	医療サービス（例）診療所と一体となった「小さな拠点」の整備による医療の提供など					
	6	文化活動（例）祭りや伝統行事の復活・活発化、新たなイベントの開催など					
	7	子育て支援（例）子どもの居場所づくり、高齢者と子どもたちの交流活動など					
	8	地域コミュニティ活動（例）人々が集まるサロンの開催、防災訓練や地域点検活動など					
	9	都市交流機能（例）農業体験など都市住民との交流イベントの開催、移住相談など					
	10	交通・移動支援（例）有償運送サービスの実施、コミュニティバスの運行など					
	11	その他					
活動内容	配食サービス						
取組に対する支援	1	国の事業・制度を活用	→事業名（ ）				
	2	都道府県の事業を活用	→事業名（ ）				
	3	市町村事業により支援	→事業名（ ）				
	4	民間団体の支援を活用	→事業名（ ）				
	5	特に支援制度・事業等は活用していない（事業実施主体が独自に行っている）					

表 10.1.4.2 集落ネットワーク圏の取組事例：宇陀市

名称	うだ夢創の里						
活動主体	組織名	特定非営利活動法人 うだ夢創の里					
	組織形態	1	行政機関	2	第3セクター	3	非営利法人
		4	営利法人	5	任意団体	6	その他
集落ネットワーク圏（小さな拠点）における取組の主な活動内容	1	商店・購買・金融（例）住民出資会社による商店経営、高齢者宅への配送サービスなど					
	2	飲食・喫茶（例）女性グループによる地元農産物を使った食堂やカフェの営業など					
	3	福祉サービス（例）ミニデイサービス、高齢者等の見守り活動や日常生活のサポートなど					
	4	農林業支援（例）農産物の集荷サービス、加工品等の特産品開発の支援など					
	5	医療サービス（例）診療所と一体となった「小さな拠点」の整備による医療の提供など					
	6	文化活動（例）祭りや伝統行事の復活・活発化、新たなイベントの開催など					
	7	子育て支援（例）子どもの居場所づくり、高齢者と子どもたちの交流活動など					
	8	地域コミュニティ活動（例）人々が集まるサロンの開催、防災訓練や地域点検活動など					
	9	都市交流機能（例）農業体験など都市住民との交流イベントの開催、移住相談など					
	10	交通・移動支援（例）有償運送サービスの実施、コミュニティバスの運行など					
	11	その他					
活動内容	・レストラン・手づくりパン、ケーキの販売・配食サービス・高齢者サロン						
取組に対する支援	1	国の事業・制度を活用	→事業名（ ）				
	2	都道府県の事業を活用	→事業名（ ）				
	3	市町村事業により支援	→事業名（ ）				
	4	民間団体の支援を活用	→事業名（ ）				
	5	特に支援制度・事業等は活用していない（事業実施主体が独自に行っている）					

表 10.1.4.3 集落ネットワーク圏の取組事例：宇陀市（続）

名称	ワールドメープルパーク奈良カエデの郷「ひらら」					
活動主体	組織名	NPO法人『宇陀カエデの郷づくり』				
	組織形態	1 行政機関	2 第3セクター	3 非営利法人		
		4 営利法人	5 任意団体	6 その他		
集落ネットワーク圏（小さな拠点）における取組の主な活動内容		1	商店・購買・金融（例）住民出資会社による商店経営、高齢者宅への配送サービスなど			
		2	飲食・喫茶（例）女性グループによる地元農産物を使った食堂やカフェの営業など			
		3	福祉サービス（例）ミニデイサービス、高齢者等の見守り活動や日常生活のサポートなど			
		4	農林業支援（例）農産物の集荷サービス、加工品等の特産品開発の支援など			
		5	医療サービス（例）診療所と一体となった「小さな拠点」の整備による医療の提供など			
		6	文化活動（例）祭りや伝統行事の復活・活発化、新たなイベントの開催など			
		7	子育て支援（例）子どもの居場所づくり、高齢者と子どもたちの交流活動など			
		8	地域コミュニティ活動（例）人々が集まるサロンの開催、防災訓練や地域点検活動など			
		9	都市交流機能（例）農業体験など都市住民との交流イベントの開催、移住相談など			
		10	交通・移動支援（例）有償運送サービスの実施、コミュニティバスの運行など			
		11	その他			
活動内容	・喫茶・お土産販売・地域特産品の販売・地場産業の展示・コンサート等のイベント開催・アート活動拠点・カエデの植樹など					
取組に対する支援		1	国の事業・制度を活用	→（地域経済循環創造事業交付金）		
		2	都道府県の事業を活用	→事業名（ ）		
		3	市町村事業により支援	→事業名（ ）		
		4	民間団体の支援を活用	→事業名（ ）		
		5	特に支援制度・事業等は活用していない（事業実施主体が独自に行っている）			

名称	宇陀市文化芸術活動体験交流施設（ふるさと元気村）					
活動主体	組織名	田口地区まちづくり協議会				
	組織形態	1 行政機関	2 第3セクター	3 非営利法人		
		4 営利法人	5 任意団体	6 その他		
集落ネットワーク圏（小さな拠点）における取組の主な活動内容		1	商店・購買・金融（例）住民出資会社による商店経営、高齢者宅への配送サービスなど			
		2	飲食・喫茶（例）女性グループによる地元農産物を使った食堂やカフェの営業など			
		3	福祉サービス（例）ミニデイサービス、高齢者等の見守り活動や日常生活のサポートなど			
		4	農林業支援（例）農産物の集荷サービス、加工品等の特産品開発の支援など			
		5	医療サービス（例）診療所と一体となった「小さな拠点」の整備による医療の提供など			
		6	文化活動（例）祭りや伝統行事の復活・活発化、新たなイベントの開催など			
		7	子育て支援（例）子どもの居場所づくり、高齢者と子どもたちの交流活動など			
		8	地域コミュニティ活動（例）人々が集まるサロンの開催、防災訓練や地域点検活動など			
		9	都市交流機能（例）農業体験など都市住民との交流イベントの開催、移住相談など			
		10	交通・移動支援（例）有償運送サービスの実施、コミュニティバスの運行など			
		11	その他			
活動内容	・山の芸術学校教室（アトリエ入室者による体験教室）・地域の魅力創造事業					
取組に対する支援		1	国の事業・制度を活用	→（指定管理委託料）		
		2	都道府県の事業を活用	→事業名（ ）		
		3	市町村事業により支援	→事業名（ ）		
		4	民間団体の支援を活用	→事業名（ ）		
		5	特に支援制度・事業等は活用していない（事業実施主体が独自に行っている）			

表 10.1.4.4 集落ネットワーク圏の取組事例：吉野町

名称	国栖地区		
活動主体	組織名	国栖地区自治協議会	
	組織形態	1 行政機関	2 第3セクター
		4 営利法人	5 任意団体
		3 非営利法人	6 その他
集落ネットワーク圏（小さな拠点）における取組の主な活動内容	1	商店・購買・金融（例）住民出資会社による商店経営、高齢者宅への配送サービスなど	
	2	飲食・喫茶（例）女性グループによる地元農産物を使った食堂やカフェの営業など	
	3	福祉サービス（例）ミニデイサービス、高齢者等の見守り活動や日常生活のサポートなど	
	4	農林業支援（例）農産物の集荷サービス、加工品等の特産品開発の支援など	
	5	医療サービス（例）診療所と一体となった「小さな拠点」の整備による医療の提供など	
	6	文化活動（例）祭りや伝統行事の復活・活発化、新たなイベントの開催など	
	7	子育て支援（例）子どもの居場所づくり、高齢者と子どもたちの交流活動など	
	8	地域コミュニティ活動（例）人々が集まるサロンの開催、防災訓練や地域点検活動など	
	9	都市交流機能（例）農業体験など都市住民との交流イベントの開催、移住相談など	
	10	交通・移動支援（例）有償運送サービスの実施、コミュニティバスの運行など	
		11	その他
活動内容	旧小学校跡地の利活用について協議会内で検討する		
取組に対する支援	1	国の事業・制度を活用	→（跡地施設整備事業）
	2	都道府県の事業を活用	→事業名（ ）
	3	市町村事業により支援	→事業名（ ）
	4	民間団体の支援を活用	→事業名（ ）
	5	特に支援制度・事業等は活用していない（事業実施主体が独自に行っている）	

名称	中荘地区		
活動主体	組織名	中荘地区まちづくり協議会	
	組織形態	1 行政機関	2 第3セクター
		4 営利法人	5 任意団体
		3 非営利法人	6 その他
集落ネットワーク圏（小さな拠点）における取組の主な活動内容	1	商店・購買・金融（例）住民出資会社による商店経営、高齢者宅への配送サービスなど	
	2	飲食・喫茶（例）女性グループによる地元農産物を使った食堂やカフェの営業など	
	3	福祉サービス（例）ミニデイサービス、高齢者等の見守り活動や日常生活のサポートなど	
	4	農林業支援（例）農産物の集荷サービス、加工品等の特産品開発の支援など	
	5	医療サービス（例）診療所と一体となった「小さな拠点」の整備による医療の提供など	
	6	文化活動（例）祭りや伝統行事の復活・活発化、新たなイベントの開催など	
	7	子育て支援（例）子どもの居場所づくり、高齢者と子どもたちの交流活動など	
	8	地域コミュニティ活動（例）人々が集まるサロンの開催、防災訓練や地域点検活動など	
	9	都市交流機能（例）農業体験など都市住民との交流イベントの開催、移住相談など	
	10	交通・移動支援（例）有償運送サービスの実施、コミュニティバスの運行など	
		11	その他
活動内容	集会所を活用した農泊体験施設の運営		
取組に対する支援	1	国の事業・制度を活用	→（農山漁村振興交付金）
	2	都道府県の事業を活用	→事業名（ ）
	3	市町村事業により支援	→事業名（ ）
	4	民間団体の支援を活用	→事業名（ ）
	5	特に支援制度・事業等は活用していない（事業実施主体が独自に行っている）	

表 10.1.4.5 集落ネットワーク圏の取組事例：黒滝村

名称	株式会社黒滝森物語村		
活動主体	組織名	株式会社黒滝森物語村	
	組織形態	1 行政機関	2 第3セクター
		3 非営利法人	4 営利法人
		5 任意団体	6 その他
集落ネットワーク圏（小さな拠点）における取組の主な活動内容	1	商店・購買・金融（例）住民出資会社による商店経営、高齢者宅への配送サービスなど	
	2	飲食・喫茶（例）女性グループによる地元農産物を使った食堂やカフェの営業など	
	3	福祉サービス（例）ミニデイサービス、高齢者等の見守り活動や日常生活のサポートなど	
	4	農林業支援（例）農産物の集荷サービス、加工品等の特産品開発の支援など	
	5	医療サービス（例）診療所と一体となった「小さな拠点」の整備による医療の提供など	
	6	文化活動（例）祭りや伝統行事の復活・活発化、新たなイベントの開催など	
	7	子育て支援（例）子どもの居場所づくり、高齢者と子どもたちの交流活動など	
	8	地域コミュニティ活動（例）人々が集まるサロンの開催、防災訓練や地域点検活動など	
	9	都市交流機能（例）農業体験など都市住民との交流イベントの開催、移住相談など	
	10	交通・移動支援（例）有償運送サービスの実施、コミュニティバスの運行など	
	11	その他	
活動内容	移動販売車による巡回販売		
取組に対する支援	1	国の事業・制度を活用	→事業名（ ）
	2	都道府県の事業を活用	→事業名（ ）
	3	市町村事業により支援	→事業名（ ）
	4	民間団体の支援を活用	→事業名（ ）
	5	特に支援制度・事業等は活用していない（事業実施主体が独自に行っている）	

名称	黒滝わくもりプロジェクト		
活動主体	組織名	ねえのごっつお	
	組織形態	1 行政機関	2 第3セクター
		3 非営利法人	4 営利法人
		5 任意団体	6 その他
集落ネットワーク圏（小さな拠点）における取組の主な活動内容	1	商店・購買・金融（例）住民出資会社による商店経営、高齢者宅への配送サービスなど	
	2	飲食・喫茶（例）女性グループによる地元農産物を使った食堂やカフェの営業など	
	3	福祉サービス（例）ミニデイサービス、高齢者等の見守り活動や日常生活のサポートなど	
	4	農林業支援（例）農産物の集荷サービス、加工品等の特産品開発の支援など	
	5	医療サービス（例）診療所と一体となった「小さな拠点」の整備による医療の提供など	
	6	文化活動（例）祭りや伝統行事の復活・活発化、新たなイベントの開催など	
	7	子育て支援（例）子どもの居場所づくり、高齢者と子どもたちの交流活動など	
	8	地域コミュニティ活動（例）人々が集まるサロンの開催、防災訓練や地域点検活動など	
	9	都市交流機能（例）農業体験など都市住民との交流イベントの開催、移住相談など	
	10	交通・移動支援（例）有償運送サービスの実施、コミュニティバスの運行など	
	11	その他	
活動内容	黒滝白きゅうりを中心とした農産物の集荷や、特産品加工及び開発・販売を行う。		
取組に対する支援	1	国の事業・制度を活用	→（地方創生交付金事業）
	2	都道府県の事業を活用	→事業名（ ）
	3	市町村事業により支援	→事業名（ ）
	4	民間団体の支援を活用	→事業名（ ）
	5	特に支援制度・事業等は活用していない（事業実施主体が独自に行っている）	

表 10.1.4.6 集落ネットワーク圏の取組事例：川上村

名称	(一社)かわかみらいふ運営事業	
活動主体	組織名	(一社)かわかみらいふ
組織形態	1	行政機関
	2	第3セクター
	3	非営利法人
	4	営利法人
	5	任意団体
	6	その他
集落ネットワーク圏（小さな拠点）における取組の主な活動内容	1	商店・購買・金融（例）住民出資会社による商店経営、高齢者宅への配送サービスなど
	2	飲食・喫茶（例）女性グループによる地元農産物を使った食堂やカフェの営業など
	3	福祉サービス（例）ミニデイサービス、高齢者等の見守り活動や日常生活のサポートなど
	4	農林業支援（例）農産物の集荷サービス、加工品等の特産品開発の支援など
	5	医療サービス（例）診療所と一体となった「小さな拠点」の整備による医療の提供など
	6	文化活動（例）祭りや伝統行事の復活・活発化、新たなイベントの開催など
	7	子育て支援（例）子どもの居場所づくり、高齢者と子どもたちの交流活動など
	8	地域コミュニティ活動（例）人々が集まるサロンの開催、防災訓練や地域点検活動など
	9	都市交流機能（例）農業体験など都市住民との交流イベントの開催、移住相談など
	10	交通・移動支援（例）有償運送サービスの実施、コミュニティバスの運行など
	11	その他
活動内容	集落のコミュニティ機能の強化を目指し、移動スーパー事業・個別宅配委託事業・GS運営事業・コミュニティカフェ運営事業等を行っている。	
取組に対する支援	1	国の事業・制度を活用 →（内閣府地方創生加速化交付金 総務省過疎地域等自立活性化交付金 経産省石油流通網再構築実証事業）
	2	都道府県の事業を活用 →事業名（ ）
	3	市町村事業により支援 →事業名（ ）
	4	民間団体の支援を活用 →事業名（ ）
	5	特に支援制度・事業等は活用していない（事業実施主体が独自に行っている）

10.2 「集落ネットワーク圏」形成の課題は担い手とノウハウの不足

集落ネットワーク圏の取組に対する課題としては、奈良県、全国ともに過半数の市町村が「取組を行う住民主体の組織がない（担い手組織がない）」および「取組に対するノウハウがない（ノウハウがない）」を挙げている。また、「取組に関する資金がない（資金がない）」も4割を超えており、財政支援の必要を示している。（表10.2.1、図10.2.1、表10.2.3）。

集落の維持・活性化に向けて国に期待する役割は、「財政措置」を望む市町村が多い（表10.2.2、図10.2.2、表10.2.4）。

表 10.2.1 集落ネットワーク圏の取組に対する課題（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
担い手組織がない	12	63.2%	566	57.5%
必要性が認識されていない	2	10.5%	150	15.2%
ノウハウがない	10	52.6%	551	55.9%
資金がない	8	42.1%	441	44.8%
必要性を感じない	1	5.3%	97	9.8%
その他	0	0.0%	74	7.5%
課題はない	1	5.3%	126	12.8%
有効ケース数	19	100.0%	985	100.0%

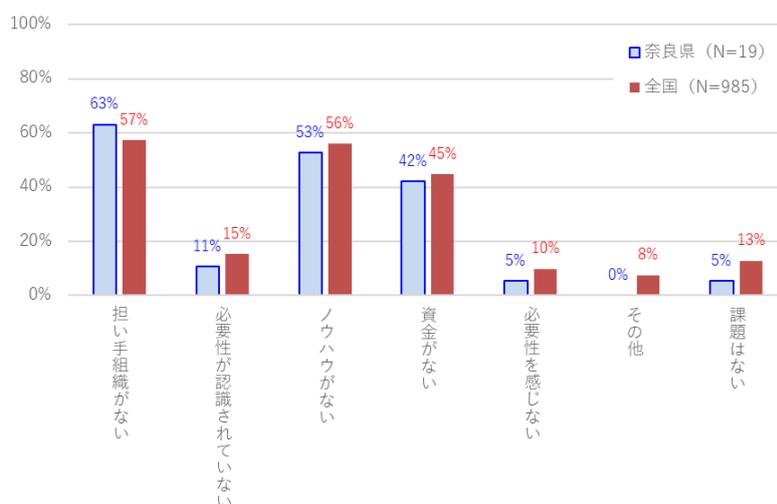


図 10.2.1 集落ネットワーク圏の取組に対する課題（奈良県、全国）

表 10.2.2 集落の維持・活性化に向け国に期待する役割（奈良県、全国）

	奈良県		全国	
財政措置	13	68.4%	707	81.3%
人材斡旋	4	21.1%	227	26.1%
情報提供	2	10.5%	352	40.5%
規制緩和	1	5.3%	122	14.0%
モデル事業の提案	1	5.3%	175	20.1%
その他	0	0.0%	29	3.3%
有効ケース数	19	100.0%	870	88.3%

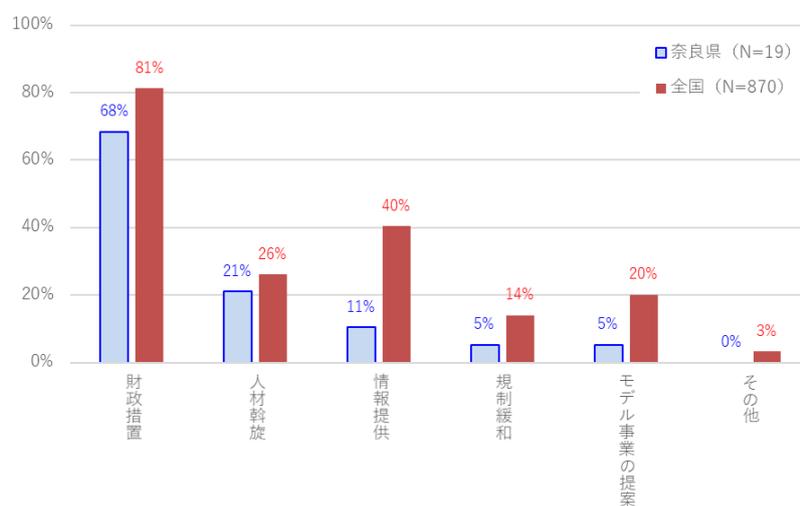


図 10.2.2 集落の維持・活性化に向け国に期待する役割（奈良県、全国）

表 10.2.3 集落ネットワーク圏の取組に対する課題

市町村名	取組を行う住民主体の組織（担い手）がない	住民主体の組織（担い手）はあるが、当該組織に取組の必要性が認識されていない	取組に関するノウハウがない	取組に関する資金がない	集落機能が十分確保されており、ネットワーク圏による取組を行う必要性を感じない	その他の課題	特に課題はない
五條市	○			○			
御所市	○		○		○		
宇陀市		○		○			
山添村	○		○	○			
曾爾村			○	○			
御杖村	○		○				
高取町	○	○	○	○			
明日香村							○
吉野町	○		○				
大淀町							
下市町							
黒滝村	○						
天川村			○	○			
野迫川村	○		○	○			
十津川村							
下北山村	○		○	○			
上北山村	○						
川上村	○						
東吉野村	○		○				

※「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）の取組を行うにあたっての国への要望

（吉野町）当町では自治協議会設立団体に対し毎年度交付金を交付している。こういう交付金に対する国からの財政支援があればありがたい。

表 10.2.4 集落の維持・活性化に向けて国に期待する役割

市町村名	財政措置	人材斡旋	情報提供	規制緩和	モデル事業の提案
五條市	○				○
御所市	○ 過疎地域の人口減少の理由として一番に挙げられるのが就職先の問題です。このことから市内での雇用拡大が課題であると考えられます。雇用拡大には企業を誘致する必要がありますが、そのための税制措置を行っていただきたいです。		○		
宇陀市	○ 過疎地域の維持・存続のため、ソフト面に対する拡充			○	過疎地域と非過疎地域の広域連携についての支援策
山添村	○ 医療・福祉対策、交通の確保、地域産業振興等				
曾爾村	○				
御杖村		○			
高取町	○ 財政的な支援	○	○	○	人材斡旋の情報の提供 情報の提供
明日香村	○ 対象集落内で実施する国庫補助事業等の補助率のかさ上げ、交付税措置の有利な地方債の発行				
吉野町	○				
大淀町					
下市町					
黒滝村		○			伴走型コンサルティング支援
天川村	○ 子育て支援の充実				
野迫川村	○ 特別交付税増加による支援				
十津川村	○ 財政不足のため				
下北山村		○			取り組みに対するノウハウの習得
上北山村	○				
川上村					
東吉野村	○ 集落の維持・活性化に資するハード整備の柔軟な助成				